

三芳町第5次総合計画

後期基本計画

令和2年度(2020)～令和5年度(2023)

ごあいさつ

三芳町第5次総合計画 後期基本計画の策定にあたって



三芳町では、平成28年度(2016)から令和5年度(2023)までの8年間を計画期間とした「三芳町第5次総合計画」を策定し、「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」を町の将来像と定め、住民の皆様の積極的な参画による対話と連携を重ねながら、さまざまな施策を推進してまいりました。令和元年度までの前期4年間においては、「藤久保・富士塚の土地区画整理事業の完了」「ふるさと納税の推進」「武蔵野の落ち葉堆肥農法の日本農業遺産認定」「トラスト保全第14号地の取得」「健康長寿事業の充実」「よみ愛・読書のまち宣言」など大きな成果をあげております。

しかしながら、現在の地方自治体を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化の進展とそれに伴う人口減少社会の到来など、極めて厳しい局面が続いています。

こうしたなか、三芳町は令和2年に町制施行50周年を迎えました。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、三芳町でもホストタウンとしての取り組みなどに力を入れてまいりました。こうした私たちが受け継いできた三芳町の歴史・文化・自然といったレガシーを、これからの未来につなぐため、今に生きる私たちに具体的な行動が求められます。

そのための第一歩として、第5次総合計画がより実効性を持った計画となるよう、今後の施策や達成目標などの進捗状況を精査し「後期基本計画」を策定しました。策定にあたっては、この後期基本計画が持続可能でグローバルな位置づけとなるよう、国連が定めた国際目標であるSDGs^{イステイジブス}と各施策分野を関連づけました。この後期基本計画をもとに、住民の皆様と町の将来像や課題を共有し、総力を挙げて取り組んでまいります。

結びに、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました住民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました総合計画審議会委員、議会議員の皆様、並びに関係各位に対しまして心から厚く御礼を申し上げますと共に、今後とも計画の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月

三芳町長

林 伊佐雄

目次

第3部 後期基本計画	6
■ 達成目標の見方	7
■ 基本計画の施策体系図	8
■ 重点プロジェクトと施策	11
I みんなで未来を拓くまち	12
1 多様な交流・協働のまちづくり	14
1) 協働のまちづくり	15
2) コミュニティ活性化	17
3) 地域の国際化・国際親善	19
2 未来を担う人材の育成	22
1) 教育環境の充実	23
2) 特色ある学校教育の推進	25
3) 家庭教育・青少年育成	27
4) 人権尊重・国際平和	29
5) 男女共同参画	31
3 生涯にわたる学びと活動の場	34
1) 社会教育の推進	35
2) 公民館活動の推進	37
3) 図書館・読書活動の推進	39
4) スポーツ・レクリエーション活動の推進	41
5) 芸術文化のまちづくり	43
6) 文化財保護の推進	45
II 安全安心で幸せに暮らせるまち	48
1 健康で安心して暮らせるまちづくり	50
1) 子ども・子育て支援	51
2) 保育サービス	53
3) 健康増進・保健医療	55
4) 介護保険・介護予防	57
5) 高齢者福祉・地域福祉	59
6) 障がい者福祉	61
7) 保険・年金	63
8) 少子化・人口減対策	65
2 安全安心で活気のある都市基盤の整備	68
1) 都市政策	69

2)	幹線道路の整備	71
3)	生活道路・歩道の整備	73
4)	交通政策	75
5)	交通安全	77
6)	防犯	79
7)	防災・国民保護	81
8)	消費者行政	83
3	効率的で質の高い行政サービスの提供	86
1)	行財政運営・改革	87
2)	公共施設マネジメント	89
3)	人事管理	91
4)	広聴広報	93
5)	情報管理・セキュリティ	95

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち 98

1	自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進	100
1)	自然環境保全と景観形成・緑化	101
2)	地域イメージの形成	103
3)	観光・地域ブランド	105
2	活力と賑わいのあるまちづくり	108
1)	農業振興	109
2)	工業振興	111
3)	商業振興	113
4)	勤労者対策	115
3	快適で持続可能な環境基盤の整備	118
1)	公害・地球温暖化対策	119
2)	循環型社会形成	121
3)	環境美化	123
4)	上水道	125
5)	下水道	127

資料編 130

1	総合計画審議会名簿	131
2	審議会諮問文	131
3	審議会答申文	132
4	計画策定経過	133
5	三芳町 SDGs	134
6	人口推移	149
7	三芳町第5次総合計画前期基本計画進捗状況評価	150

第3部

後期基本計画

■ 達成目標の見方

1 達成目標

施策がめざす目標です。

2 現状値

目標の現状の数値です。

今後実施する施策については「 — 」になっています。

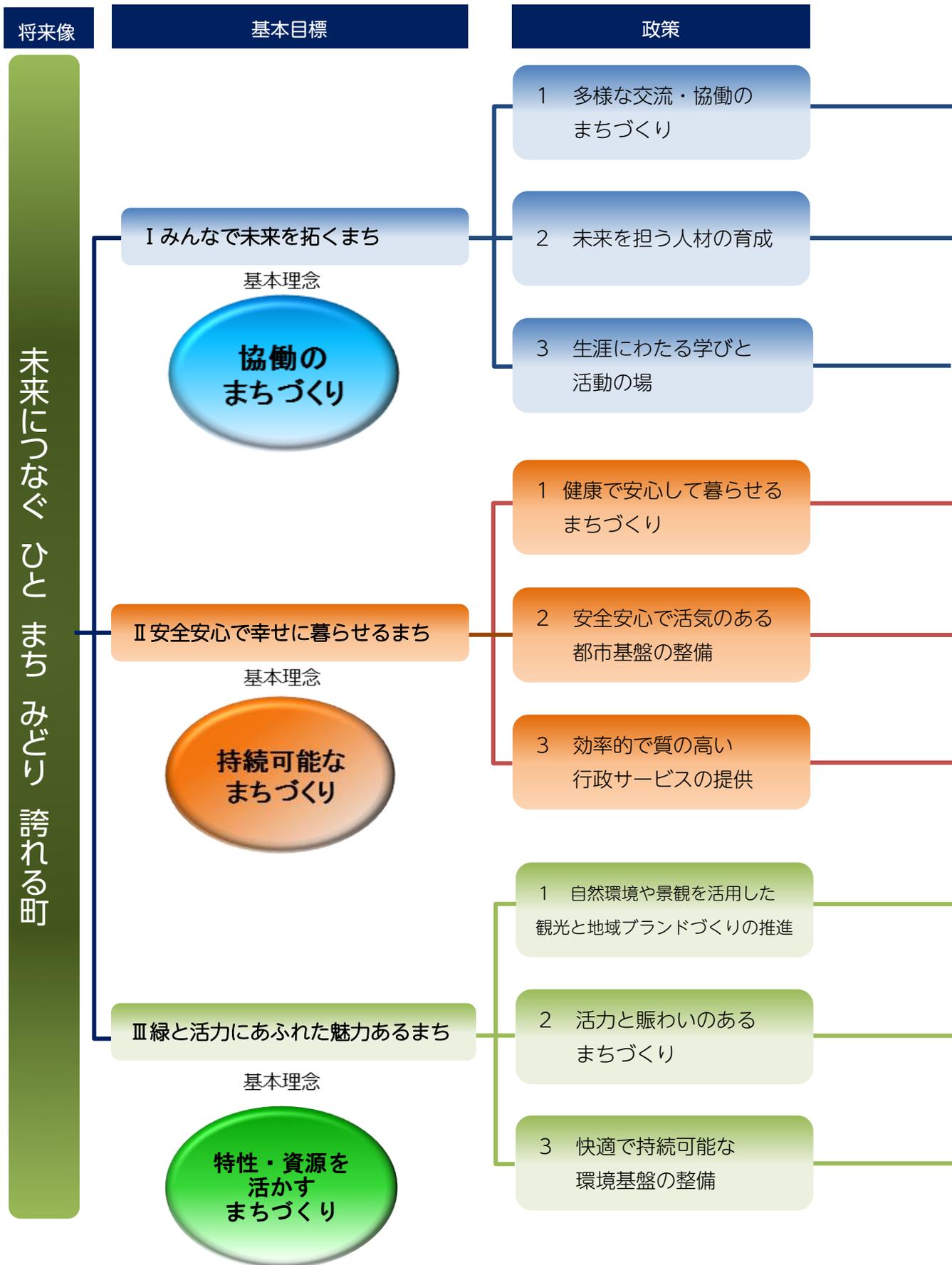
3 目標値

前期と後期のめざす数値です。統計調査・アンケート等から取得します。

目標の種類により、次の3つのパターンがあります。

- ① 具体的な数値で示すもの
- ② 今後の方向性や満足度を矢印で示すもの
数値の増加をめざす場合 「  」
現状維持をめざす場合 「  」
数値の減少をめざす場合 「  」
- ③ 「 — 」で示すもの
目標年度前に施策が終了するもの
今後の推移をみて目標値を設定するもの

■ 基本計画の施策体系図



施策分野

1) 協働のまちづくり 2) コミュニティ活性化 3) 地域の国際化・国際親善

1) 教育環境の充実 2) 特色ある学校教育の推進 3) 家庭教育・青少年育成
4) 人権尊重・国際平和 5) 男女共同参画

1) 社会教育の推進 2) 公民館活動の推進 3) 図書館・読書活動の推進
4) スポーツ・レクリエーション活動の推進
5) 芸術文化のまちづくり 6) 文化財保護の推進

1) 子ども・子育て支援 2) 保育サービス 3) 健康増進・保健医療
4) 介護保険・介護予防 5) 高齢者福祉・地域福祉 6) 障がい者福祉
7) 保険・年金 8) 少子化・人口減対策

1) 都市政策 2) 幹線道路の整備 3) 生活道路・歩道の整備
4) 交通政策 5) 交通安全 6) 防犯
7) 防災・国民保護 8) 消費者行政

1) 行財政運営・改革 2) 公共施設マネジメント 3) 人事管理
4) 広聴広報 5) 情報管理・セキュリティ

1) 自然環境保全と景観形成・緑化 2) 地域イメージの形成 3) 観光・地域ブランド

1) 農業振興 2) 工業振興 3) 商業振興 4) 勤労者対策

1) 公害・地球温暖化対策 2) 循環型社会形成 3) 環境美化
4) 上水道 5) 下水道

重点プロジェクトと施策間連携

重点プロジェクトの施策や関連する施策については、施策間の連携を図るとともに、各担当課が横断的に取り組むことで、効率的かつ効果的に推進していきます。

1 行財政基盤強化プロジェクト

- 財政の健全化と安定的な運営 (Ⅱ-1-7-②)P 64
- 健全な財政運営 (Ⅱ-3-1-②)P 88
- 行政改革の推進 (Ⅱ-3-1-③)P 88
- 企業の誘致促進 (Ⅲ-2-2-④)P112

関連施策

- ・ 定員管理の適正化
- ・ ふるさと納税の推進
- ・ 水道経営の健全化

2 健康長寿プロジェクト

- 総合的な健康づくり推進体制の充実 (Ⅱ-1-3-①)P56
- 食育の推進 (Ⅱ-1-3-⑥)P56

関連施策

- ・ スポーツ・レクリエーション活動の促進
- ・ 介護予防・日常生活支援の推進
- ・ 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- ・ 疾病予防と健康増進

3 子育て支援プロジェクト

- 時代の変化に対応する教育の推進 (Ⅰ-2-2-④)P26
- 地域ぐるみの子育て環境の充実 (Ⅱ-1-1-①)P52
- 保育所多機能化の推進 (Ⅱ-1-2-①)P54
- 保育施設の充実 (Ⅱ-1-2-②)P54
- 多様な保育サービスの充実(Ⅱ-1-2-③)P54
- 放課後児童クラブの整備 (Ⅱ-1-2-④)P54
- 子ども・子育て支援の充実 (Ⅱ-1-8-⑤)P66

関連施策

- ・ 生きる力をはぐくむ教育の創造のための人材育成と配置
- ・ 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- ・ 読書の動機付け事業などの充実
- ・ 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携
- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ ファミリーサポート事業の充実

4 緑の保全・活用プロジェクト

- 緑のトラスト保全整備事業の推進 (Ⅲ-1-1-②)P102
- 観光資源のブランド化(Ⅲ-1-3-②)P106
- 6次産業プラスの推進(Ⅲ-1-3-③)P106

関連施策

- ・ 緑化の推進
- ・ 緑地の活用と人材育成
- ・ 観光拠点の整備
- ・ 農業・農村の多面的機能による農業振興

5 西の玄関口構想プロジェクト

- 三芳スマートICのフル化整備 (Ⅱ-2-4-⑤)P 76
- 統一的なサインの整備と適切な誘導(Ⅱ-2-4-⑥)P 76
- 三芳スマートIC周辺の整備 (Ⅲ-2-2-③)P112
- 新たな商業拠点の創出 (Ⅲ-2-3-②)P114

関連施策

- ・ 国道・県道の整備
- ・ 幹線道路の整備

I みんなで未来を拓くまち

- 1 多様な交流・協働のまちづくり**
- 2 未来を担う人材の育成**
- 3 生涯にわたる学びと活動の場**

1 多様な交流・協働のまちづくり

1)協働のまちづくり

2)コミュニティ活性化

3)地域の国際化・国際親善

I みんなで未来を拓くまち

1 多様な交流・協働のまちづくり

1) 協働のまちづくり

◆◆現状◆◆

ライフスタイル[※]の多様化や価値観の変化など、住民のニーズやまちの課題が複雑化しているなか、高齢化、少子化、健康づくり、環境保全、防災・防犯対策など、地域のさまざまな問題を解決し、まちの魅力を創出していくためには、行政だけでなく地域の住民や大学・企業・団体などとの協働により皆で知恵と力を出し合っ取り組むことが重要です。また、住民がくらしやすいと感じられるまちづくりを展開するためには、住民自身が積極的にまちづくりに参加することが不可欠です。

町では、第4次総合振興計画の中心理念を「協働」と位置づけまちづくりを進めてきました。その成果として、協働のまちづくり条例の施行、協働のまちづくりネットワークの設立、その他総合的なまちづくりのしくみの研究や検討など、地域のさまざまな課題に協働により取り組むための土台づくりを行ってきました。第2次協働推進計画では多様な協働でまちづくりを行うことを想定しており、その基盤としてまちづくり交流会やまちづくりフェア等を実施し、まちづくり団体の交流が行われてきています。

また、パブリックコメント[※]の募集や、住民アンケート、住民参加型ワークショップ[※]、行政連絡区ごとに町長と住民が直接語り合う「まちづくり懇話会」など、さまざまな方法を用いて、町の各分野における重要な施策や事業を住民とともに進めています。

◆◆課題◆◆

魅力ある安心のまちづくりを推進するため、協働の重要性についてさらに浸透させていくとともに、まちづくりの担い手不足という大きな課題解決に向け、さらなる住民参加の促進と多様な主体の連携が求められています。

施策の推進にあたっては、課題の抽出、政策形成や施策立案の段階、事業の企画実施や評価の段階など、さまざまなレベルにおける住民の積極的な参加とともに、協働を推進する体制づくりが課題となっています。

まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を大切に、「はじめの一步」を応援するための相談や支援を行う一方で、すでに活躍している住民やまちづくり団体が相互につながり合う機会を演出するなど、住民が当事者となったまちづくりを継続して支援していくことが必要となっています。

※ライフスタイル : 生活の様式、営み方。

※パブリックコメント : 意見公募。住民の意見を行政に反映させるためのホームページ等を通じた公募手続。

※ワークショップ : ここでは、さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場の意。

今後の施策



① 多様な主体による連携と協働【自治安心課】

協働のまちづくりネットワークを中心として、地域コミュニティ※（区長会等）と連携しながら、新たな担い手の発掘、住民参加の機会の拡充、女性や障がい者の参加促進、企業及び大学との協働の推進を図ります。

② 多様なレベルでの協働展開の促進【政策推進室】

広報やホームページ等を通じて、住民へ積極的に行政情報を提供し、町の財政や行政運営への正しい理解と関心を促すとともに、行政運営への積極的な参加を図ります。

また「まちづくり懇話会」のほか、住民アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、町の政策等の形成過程に住民の声を反映させるとともに、協働の担い手となるボランティア団体やNPO等の育成や自立を促し、住民提案型事業などの充実により、行政サービスへの住民参加を促進します。

③ まちづくりボランティアの育成とネットワークづくり【自治安心課】

まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を応援し、行政の各分野で入口の整備を図って、まちづくりボランティアの層の拡大に努めます。

また、すでに活躍している NPO 等が相互につながり合う機会を演出して、住民主体によるまちづくり活動のネットワーク化を促進します。

●関連計画

計画名	計画期間
第3次協働推進計画	令和2年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
提案型事業委託制度応募団体数	1 団体	3 団体	5 団体
まちづくり懇話会参加人数	477 人	600 人	670 人
協働事業連携団体数	25 団体	27 団体	30 団体

※地域コミュニティ：同じ地域に居住して結びつきのある人々の集まり(社会)のこと。

I みんなで未来を拓くまち

1 多様な交流・協働のまちづくり

2) コミュニティ活性化

◆◆現状◆◆

近年、単身世帯の増加や核家族化、個人志向の高まりなどにより行政連絡区・自治会などの地域コミュニティへの参加率が低下しています。また、地域の高齢化により活動を維持することが困難になってきているコミュニティもあり、社会的にも重要な問題となっています。町には、現在14の行政連絡区があり、これらが地域コミュニティの核となって、老人クラブ、子ども会育成会などの生活に根差した地域活動組織が形成されています。しかし、若い世代をはじめとして、コミュニティへの参加意識が薄れているなか、少子高齢化によりさらに行政連絡区・自治会組織の存続が危惧されています。

コミュニティ活動の拠点である集会所は、多様な住民の交流や連携など重要な役割を担っていますが、建物や設備の老朽化とともに人口減少の実情に合わない状況も見受けられます。集会所のあり方については、行政連絡区とともに参加型の検討を進めています。

こうした地域コミュニティの変化から、住民交流型のまちづくりは大変重要となっています。毎年9月に開催される「みよしまつり」は、住民による実行委員会を主体として運営しており、町をあげての一大イベントとして定着し多くの人でにぎわっています。

◆◆課題◆◆

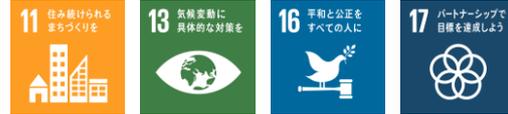
住民が地域に愛着をもち、住んでいてよかったと思えるまちにするために、それぞれの地区の特性に合わせた魅力あるまちづくりを推進することが求められています。ひとりぐらしの高齢者や障がい者などの要配慮者の見守りや、災害時の助け合いなど、地域がかかえる課題に対応していくためにも、行政連絡区・自治会への参加とコミュニティ活動の活性化を促し、地域で支え合う共助意識を高めていく必要があります。

区長会と町が調整役となってリーダー研修や活動事例の交換、他自治体の有益情報の提供などのしかけづくりを行うことにより、各行政連絡区のコミュニティ活動の活性化を図り、住民の地域参加・共助の促進につなげることが重要です。

一方、区画整理事業や大規模開発により世帯数が増加した地域や集合住宅などの増加により、行政区への加入世帯の減少などが生じており、地域コミュニティの在り方の検証も求められています。

コミュニティ活動の拠点である集会所は、現代の住民ニーズに合った機能と適切な配置が課題となっています。長く安全に活用するための適切な維持管理を進めるとともに、他の公共施設をコミュニティ活動の拠点として複合的に活用していくことも必要です。

今後の施策



① 行政連絡区制度の充実【自治安心課】

コミュニティ意識の高揚を促す単位である行政連絡区の円滑な事業の推進を図るため、リーダー研修などによる人材育成に努めます。また、行政連絡区活動の現状把握に努めるとともに、行政区割見直しなど自治活動が円滑に進むよう、町内外の事例などの情報提供を行い、制度の充実を図ります。

② コミュニティ活動による自治意識の醸成【自治安心課】

防災など地域の安心に向けた取組を軸として、コミュニティ活動の活性化を支援し、自治意識の醸成を図ります。また、区長会と協働し、「行政区・自治会加入促進マニュアル」を活用して、加入率の維持に努めます。

③ コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント※【自治安心課】

コミュニティ活動の拠点となる集会所のマネジメントについては、行政連絡区の意見を聞きながら、コミュニティ活動や地域防災の実情に合わせた適正な配置を検討し、機能の集約化と更新を計画的に進めます。

また、施設を長く安全に使用していくため、その機能の適切な維持管理に努めるとともに、地域単位での事業の実施など、稼働率を高める工夫を促します。

さらに、他の公共施設を地域コミュニティ活動の場として有効活用し、住民の多様な交流を促します。

④ みよしまつりの開催【自治安心課】

住民と行政の協働による全町あげでのイベント「みよしまつり」を開催し、地域交流活動の活性化を図ります。また、多世代や多様な分野におけるさらなる交流促進を図ります。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
行政連絡区加入率	59.0%	60.0%	60.0%

※マネジメント：様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法。組織の目的を能率的に達成するために、組織の維持・発展を図ること。

I みんなで未来を拓くまち

1 多様な交流・協働のまちづくり

3) 地域の国際化・国際親善

◆◆現状◆◆

国際化の進展とともに町においても在住外国人の数が増加しており、町ではNPOと連携し、必要な生活情報の提供や専門相談窓口の開設、問題解決に向けたアドバイスを実施するなど、くらしの支援を行っています。町のホームページでは「外国籍市民のための生活ガイド(6か国語)」等の掲載を行っているほか、住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るための交流事業をはじめ、地域の国際化の基盤づくりを進めてきました。NPOをはじめとする民間団体などによる在住外国人の支援や交流が主体的に進められてきており、こうした活動と連携しながら国際化に関連する施策を進めています。

また、グローバル社会^{*}の進展に対応する力をはぐくみ、姉妹都市等を通じて教育、芸術文化、産業等の幅広い分野において世界とつながることができるよう、中学生や芸術文化団体の海外派遣、マレーシア等からの親善訪問団の受け入れなど交流事業を実施しています。

2018年4月には、オランダを相手国としてホストタウンに登録されました。オランダ女子柔道チームのトレーニングキャンプを町内の淑徳大学と連携してサポートし、また、新たに MIYOSHI オリンピアド推進課を設置するなど、ホストタウン活動を推進しています。

◆◆課題◆◆

在住外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めていくことが求められていることから、安心して暮らすことができるよう引き続き支援を充実させていくことが必要です。

また、在住外国人が求めている必要な情報を、町のホームページ等で今まで以上にわかりやすく提供していくことが求められます。

一方、住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るため、NPOをはじめとする民間団体などによる国際交流活動が、より一層活発になるよう、引き続き関係機関との連携を強化していくことが求められます。

加えて、中学生の海外派遣事業と海外からの親善訪問団の受入の継続をはじめ、教育・文化・スポーツなどさまざまな分野で海外との交流を活発化させ、住民の国際理解や協力を促していくことが求められます。

また、令和 2 年(2020)に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会終了後もその後のレガシー^{*}構築に向けて、その波及効果を積極的に活かしたまちづくりを推進し、さまざまな分野の振興等につなげることが必要です。

※グローバル社会：国や地域といった垣根を超えて、世界的に資本や人材、情報といったもののやりとりがされる社会のこと。

※レガシー：遺産。

今後の施策



- ① **在住外国人の生活支援**【総務課/学校教育課】
生活情報の提供や専門相談窓口の紹介などを行い、在住外国人が安心して生活を送ることができるよう支援を行っていきます。
- ② **情報の多言語化の推進**【総務課/秘書広報室/各担当課】
外国人に必要な生活情報や行政情報の多言語化を促進し、外国人に配慮したわかりやすい情報提供に努めます。
- ③ **NPO等と連携した国際交流の支援**【総務課/MIYOSHI オリンピアド推進課】
住民参加による国際交流を効果的に促進するため、関連するNPOなどの活動を継続的に支援し、連携を強化するとともに、NPOをはじめ住民の国際交流活動への積極的な支援を行います。
- ④ **国際親善の推進**【学校教育課】
中学生海外派遣事業を継続実施し、ホームステイや現地校との交流など、豊かな体験をとおして国際感覚を育てるとともに、海外からの親善訪問団を受け入れ、交流をとおして多文化共生の理解を深める取組を推進します。
- ⑤ **姉妹都市等を通じた国際的な文化交流**【MIYOSHI オリンピアド推進課/秘書広報室】
姉妹都市をはじめとする世界都市との交流を深め、三芳町の魅力を世界に発信します。
- ⑥ **東京オリンピック・パラリンピック効果の活用とレガシーの構築**
【MIYOSHI オリンピアド推進課】
56年ぶりに東京で開催されるオリンピック・パラリンピックは、町においてもホストタウンとしてオランダ柔道連盟と国際的な交流活動を推進し、また聖火リレーの会場地に選ばれるなど、町の活性化への波及効果は多大なものがあります。大会終了後も更なるホストタウン交流活動等を含めて、スポーツ文化を融合させた地域づくりを進め、オリンピック・パラリンピックのレガシーを構築していきます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
外国人向けホームページアクセス数	132件	300件	500件
中学生海外派遣[オランダを除く] (延べ※)	269人	309人	349人
中学生海外派遣[オランダ] (延べ)	—	22人	50人
外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う 中学3年生 (全国学力調査)	64.2%	68.0%	70.0%

※平成9年からの延べ人数

2 未来を担う人材の育成

1) 教育環境の充実

2) 特色ある学校教育の推進

3) 家庭教育・青少年育成

4) 人権尊重・国際平和

5) 男女共同参画

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

1) 教育環境の充実

◆◆現状◆◆

学校は、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむために、安全安心な学びの場でなければなりません。

学校施設の耐震化対策については、平成25年度(2013)に耐震補強工事が完了しましたが、小中学校8校すべてにおいて、昭和40年代から50年代に建設されていることから、老朽化が進んでいます。

学校は、家庭・地域社会・関係機関等と連携して、防犯・防災教育や交通安全教育の充実、学校の危機管理体制の整備、通学路や校区の安全確保に努めてきました。

教員の指導力向上や各学校の課題解決をめざす研修計画の作成と着実な実施に努めるとともに、学習支援員、教育支援員、特別支援教育支援員など町独自の職員を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。

また、国際性をはぐくむ教育を推進するためのALT*や英語支援員の配置、特別支援教育の充実のための特別支援学級介助員の配置、新しい時代に対応するためのICT*環境の整備などに取り組み、特色ある教育活動の展開を進めています。さらに、学校司書を配置し学校図書館を充実させるとともに、読書の楽しさや意義を体得させる効果的な取組をとおして読書活動を充実させ、豊かな心をはぐくむ教育に取り組んでいます。

学校給食では、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより健康の保持増進、体位の向上を図るとともに児童生徒が安心して食べられるように徹底した衛生管理を行っています。

経済的な支援については、幼児教育の普及と保護や負担の軽減を図るため幼稚園就園奨励費を補助し、また、経済的な理由によって就学困難な家庭に対しては、国や町の規定に基づき就学援助を行っています。

◆◆課題◆◆

学校施設の老朽化対策については、中長期的な整備計画を策定した上で、長寿命化を図っていく必要があります。

また、児童生徒が安全に生活できる環境を整備するため、安全教育の一層の充実や安全管理の徹底、ボランティアによる通学路や校区のパトロールなど、地域ぐるみの安全対策が求められています。

学校教育の質を高めるため、計画的に学習環境の整備や教員の資質・能力の向上、多様な人材の配置に努めていく必要があります。児童生徒が生涯にわたり健康に生活していけるように、栄養や食事のとり方などについて正しい知識を身につけることができるよう学校給食を生きた教材として活用し、食育の推進を図っていく必要があります。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※ALT：Assistant Language Teacher の略。小中学校の外国語活動、英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。

今後の施策



① 学校の施設や設備の整備【教育総務課】

老朽化が進む町内8校それぞれについて、中長期的な整備計画を策定し長寿命化による学校の施設や設備の整備を図ります。

② 安全安心な学習環境の整備【学校教育課】

校舎内外、校区の安全点検に努め、危険箇所に対する速やかな環境整備を図ります。学校危機管理マニュアルの整備や活用を図り、防犯・防災に関する危機管理体制の充実を図ります。また、家庭や地域の協力を得て、校舎内外や校区のパトロールを実施し、児童生徒にとって安全安心な学校づくりを進めます。

③ 生きる力をはぐくむ教育の創造のための人材育成と配置【学校教育課】

確かな学力や豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育活動を推進するため、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員の育成に努めるとともに、現在各学校に配置されている学習支援員、教育支援員、ALT、英語支援員、学校司書を今後も継続して配置していきます。また、各学校が特色ある教育活動を展開するため、地域の人材や教育支援ボランティアの活用を推進します。

④ 学校給食を通じた食育の充実【学校給食センター】

安全で豊かな学校給食を実施するため、衛生管理の徹底を図るとともに、みよし野菜等の食材をとり入れるなど、特色ある学校給食の実施に努めます。また、学校給食センターの調理場見学コースや体験学習コーナーを活用し、児童生徒が主体的に体験できる学習の場を設定し関心をもって学び、食に対する興味や理解を深めることができるよう食育の推進に努めます。

⑤ 就園・就学の支援【学校教育課】

保護者の経済的負担を軽減するため、就園・就学に対する奨励や援助を推進し、教育を受ける権利の保障に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
学校図書館蔵書達成率	96%	100%	100%
食育指導取組時間数	69 時間	70 時間	70 時間

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

2) 特色ある学校教育の推進

◆◆現状◆◆

町には、小学校5校、中学校3校の8校の町立学校があり、児童生徒に生きる力をはぐくむことをめざし、小中学校間の連携を図りながら地域や学校の特色を活かすとともに児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した創意ある教育活動を展開しています。

また、児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の予防と解決を図るとともに、一人ひとり教育的ニーズの把握に努め、より望ましい成長と自己実現を支援できるよう、家庭や地域社会、関係諸機関と連携して、教育相談・生徒指導、進路指導・キャリア教育、就学支援の充実等に取り組んでいます。

◆◆課題◆◆

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させる必要があります。さらに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や意欲的に学習に取り組む態度を養うことが重要です。

また、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむ必要があります。

一方、グローバル化^{*}の進展やICTの発達や普及に伴い、変化の激しい社会へ移行しています。そのようななかで、情報活用能力の基礎的な資質や能力を育成していくことや、体験活動等とおし環境や資源・エネルギーの問題に対応した持続可能な社会の構築のための教育、科学技術を担う人材の育成など、今日的課題に対応した教育の必要性が高まっています。

いじめは人権を侵害する行為であり、心身へ苦痛を与える行為は犯罪です。子どもたちに、いつも相手の立場や気持ちを考えて行動する大切さを学ばせなければなりません。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識の下、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

今後、学校の教育活動を一層充実させるため、幼稚園、保育所、家庭、地域社会などとの連携の下、地域の教育力や教育資源を積極的に活用し豊かな体験的活動の実施やボランティアによる授業支援など、特色ある教育活動を展開することが重要です。

^{*}グローバル化：国家、地域などタテ割りの境界を超え、地域が1つの単位になる変動の趨勢や過程のこと。

今後の施策



① 生きる力をはぐくむ授業の創造【学校教育課】

学習指導要領の趣旨をふまえ、小中学校の連携を図りながら、知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらの活用を図る活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむよう努めます。

② 心豊かな児童生徒の育成【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの特徴や傾向を理解し、深い信頼関係に基づく指導・支援に努めるとともに、児童生徒の好ましい人間関係づくりを進めます。また、道徳教育や読書活動、体験的な活動をとおして、自主的で協力的な態度を養い、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

③ 健康や体力をはぐくむ教育【学校教育課】

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力及び健康保持のための実践力を育てます。さらに、食育、性に関する指導、薬物乱用防止教育など、今日的課題に対応する教育を推進します。

④ 時代の変化に対応する教育の推進【学校教育課】 **重点プロジェクト**

グローバル化に対応する力をはぐくむ教育を推進するとともに、外国語教育の充実を図ります。学校ICT環境の整備や活用を推進し、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、環境教育、資源・エネルギー教育等、社会的課題に対応する教育を推進します。

⑤ 教育的支援の充実【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、適切な教育的支援を進めます。自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、進路指導やキャリア教育の充実に努めます。また、いじめ、不登校について、学校をあげて組織的な取組を進めます。

⑥ 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進【学校教育課】

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動や子どもの健全育成をより一層、推進します。また、学校公開や学校だより、ホームページ等を活用して教育活動を積極的に発信し、学校をより開かれたものにするるとともに町全体で教育に取り組む機運を高めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
全国学力・学習状況調査 (全国平均を上回る領域)	1/4 教科	3/4 教科	4/4 教科
児童生徒新体力テスト (県平均を上回る割合)	58%	60%	80%
不登校発生割合(小/中・%)	0.71/3.44	0.40/2.50	0.1/2.0

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

3) 家庭教育・青少年育成

◆◆現状◆◆

近年、町においても核家族化や共働き世帯の増加、少子化が進行し、地域コミュニティの維持形成が難しくなっています。子育て家庭の孤立や青少年が将来に希望を持って豊かに成長することが難しい現状もあります。

家庭の教育力の向上は、子どもたちが健やかに育つ基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、自制心などの育成において重要なことです。

また、青少年をとりまく環境は、情報ネットワークの発達とともに多様化し複雑化しています。青少年が犯罪に巻き込まれる被害が深刻な問題となっています。

学校、家庭、地域が連携、協働し、ともに青少年を健全に育成できる環境づくりを進めていくことが不可欠です。

◆◆課題◆◆

家庭の教育力の向上については、学校やPTAなどと協力し、「親の学習」「家庭教育学級」などの事業を推進し、保護者自らがその役割と責任を自覚して、子どもたちと向き合い、住民同士のつながりを深め、地域のなかで育て合うことが必要です。

青少年の不安や悩みを相談し、解消できる相談体制の整備が求められています。

情報ネットワークの発達や情報の多様化にともなう青少年への被害を解消するため、子育て家庭への情報提供や、学校、家庭、地域の連携体制づくりが課題となっています。

今後の施策



① 「親の学習」「家庭教育学級」等の活動の充実【社会教育課】

家庭の教育力向上と、豊かな青少年健全育成のため、小中学校やPTAと連携を図り「親の学習」「家庭教育学級」等の事業を展開します。

② 学校・関係団体との連携による非行等の防止【社会教育課】

青少年育成組織の強化と有害環境の対策として、青少年推進員を中心に地域の見守りを進めるとともに、「子ども110番の家事業」を進めます。また、各関係機関と連携して相談体制の整備を図ります。

③ 青少年健全育成の推進【社会教育課】

学校、行政区、子ども会育成会、青少年相談員やジュニアボランティアリーダーをはじめ、地域の広範な団体や個人と連携し、青少年が主人公となる事業の実施や地域の学習支援活動を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
家庭教育学級講座数	33 講座	40 講座	45 講座
子ども 110 番の家	135 件	240 件	300 件

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

4) 人権尊重・国際平和

◆◇現状◆◇

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重し合うよう心がけることが大切です。

しかしながら、今日においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する差別や偏見が存在しており、近年では、LGBT*に関する差別や偏見、セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*などの暴力、児童虐待、プライバシーの侵害、さらには、女性の就労環境において賃金格差や意思決定にかかわる地位に就任することが受け入れられないといったことが社会問題となっています。

住民の人権を擁護し尊重していくことは、まちづくりの基本です。住民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重しあいながら共生社会の実現に向けて努力することが求められます。町ではこれまでも各分野でさまざまな人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきました。

また、町では弁護士、司法書士、行政書士などの専門家による各種住民相談窓口を開設しています。

◆◇課題◆◇

今後も関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図る必要があります。

各種相談窓口について、住民の社会生活や家庭生活で生じている困難な問題や法律上の問題のために適切な指導助言を行うなど、相談事業の充実に努める必要があります。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの暴力は、今日においても増加しており、その防止のための教育・啓発活動を積極的に行う必要があります。

安全安心な暮らしは住民の変わらぬ願いであり、平和はその最も重要な要素です。今後は、人権の尊重が平和の基礎であることをふまえながら、住民の平和意識の高揚を図り、国際社会を構成する一員として、人間らしく幸せに暮らす権利が互いに尊重される社会の実現をめざして施策を推進することが必要です。

*LGBT:Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語でセクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

*セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)：同居関係にある配偶者や内縁関係、元夫婦、恋人など近親者間で起こる暴力のこと。

今後の施策



① 人権啓発・人権尊重意識の高揚【総務課/社会教育課/学校教育課】

住民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会や研究会の開催など、あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

② 各種相談事業の充実【総務課】

社会生活や家庭生活に関する法律上の問題や住民の抱える心配事や悩み事、さまざまな人権問題について解決を図るため、各種相談窓口を開設します。庁内関係部署の連携により住民が相談しやすい体制づくりを推進し、相談事業のさらなる充実を図ります。

③ ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の充実【総務課】

ドメスティック・バイオレンスを防止するための教育や啓発活動を積極的に行います。

また、関係機関やDV庁内連絡会議等との連携づくりを進め、シェルター[※]などの被害者支援活動に対する支援や情報提供に努めるなど被害者支援の充実を図ります。

④ 平和意識の高揚【総務課】

平和で豊かな社会を次の世代に引き継いでいくため、平和についての住民の意識を高めます。

●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・ DV防止基本計画)	平成28年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
人権に関する取組参加者数	2,157人	2,550人	2,550人

※シェルター：ドメスティック・バイオレンス等に遭った被害者を、加害者から隔離し保護するための施設のこと。

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

5) 男女共同参画

◆◇現状◆◇

社会情勢の急速な変化のなか、男女が対等な立場で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現が重要な課題となり、国は女性活躍の推進に関する新たな法制度を整えています。また、近年では職場や家庭、地域社会においても性別等を越えた多様性を尊重し、ともに充実した安心な暮らしを築くことができる環境づくりが求められています。

町では、「思いやりと自分らしさを大切にすまち 三芳」を基本理念に掲げ、みよし男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな事業に取り組んでいます。さらに、男女共同参画に対する認識をより深く定着させるため、「男女共同参画推進会議」との協働によるセミナーや講演会などを開催し、住民の男女共同参画に対する意識向上に向けて広く周知・啓発活動に取り組んでいます。

また、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進するため、各種審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図るとともに、目標値を掲げ取り組んでいます。

◆◇課題◆◇

引き続き男女共同参画を推進し、意識の高揚を図っていくために政策の決定過程に女性の視点を反映させるため、各種審議会委員などに女性登用の目標値を設定し、推進していく必要があります。また、性別等の多様性について、住民の意識の向上のため、広く周知、啓発に取り組む必要があります。

女性が抱えるさまざまな心配事や悩み事の解消を図り、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められます。

このことから、国の女性活躍推進に関する制度に基づきながら、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた気運の醸成や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得を促進するとともに、女性の活躍を妨げるさまざまな課題を解決し、理解を深めていく必要があります。

今後の施策



① 男女共同参画の促進と意識の高揚【総務課】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、「男女共同参画推進会議」との協働による町の特色を活かした事業を展開していきます。また、住民などに対し広く周知・啓発し、男女共同参画及び性別等の多様性についての理解を深めることに努めるとともに、これを推進するため条例の制定を検討します。

② 審議会委員などへの女性参画促進【総務課】

政策や方針の決定過程における女性委員の積極的な登用促進を図り、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進させます。また、各種審議会などにおける女性委員の比率を上げるための目標値を設定し、積極的な登用に努めます。

③ 女性相談事業の充実【総務課】

女性が抱える夫婦、家族、自分自身、職場や地域の人間関係、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどさまざまな心配事や悩み事の解消を図るため、専門の心理カウンセラーによる相談窓口を開設し、女性が安心して相談できる環境を整えます。

④ 女性活躍の推進【総務課/観光産業課】

国の女性活躍を推進する施策に基づきながら、女性活躍に関する課題の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進します。女性の活躍は、女性だけでなく男性にとっても働きやすい環境であることを浸透、定着させるため、広く周知・啓発します。

●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・ DV防止基本計画)	平成28年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
各種審議会等への女性委員割合	28.1%	30%	▲

3 生涯にわたる学びと活動の場

1) 社会教育の推進

2) 公民館活動の推進

3) 図書館・読書活動の推進

4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

5) 芸術文化のまちづくり

6) 文化財保護の推進

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

1) 社会教育の推進

◆◆現状◆◆

町では公民館、図書館、歴史民俗資料館などの社会教育機関や体育館、文化会館、集会所などで積極的な学習や文化活動が進められています。また、情報化社会の進展により、住民の学習・文化活動のニーズは多様化しています。

図書館、体育館、歴史民俗資料館などを中心に、中高齢者の利用が進み、個人の学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動は確実に広がりを見せています。一方、公民館を中心とした団体の学習・文化活動は若年層の参加が減少傾向にありますが、NPO法人による実践的な学びや居場所づくり活動など、地域づくりを視点に据えた活動が進んでいます。

公民館では、平成26年(2014)に定めた「公民館運営基本方針」に基づき、地域に役立つ公民館をめざして活動が推進されています。図書館では平成24年度(2012)より「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進し、学校図書館との連携を図っています。

◆◆課題◆◆

住民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」主体的に学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、主体的な活動を尊重しながら、さまざまな取組を進め、住民、団体、NPO、民間事業者、教育機関とともに地域力の向上に努める必要があります。

そのために、「公民館運営基本方針」や「子ども読書活動推進計画」などが定められているなか、今後は総合的な社会教育の計画づくりの取組を推進していく必要があります。

今後の施策



① 団体・NPO・民間事業者などとの連携と協働【社会教育課】

住民はもとより、さまざまな団体や個人と連携、協働を行い、専門知識や技術、マンパワー※を十分発揮した社会教育プログラムを展開します。

② 教育機関との連携と活動支援【社会教育課】

社会教育機関をはじめ、学校との連携を密にしていくとともに、生涯にわたる学習、文化活動への積極的な支援を行います。一方で、地域の社会教育関係団体のネットワーク構築を推進し、「地域学校協働活動」へ貢献する取組を応援します。

③ 社会教育計画の策定【社会教育課】

各分野の方針や計画の策定を進めるとともに、生涯にわたって学習・文化活動が進められるよう、社会教育分野の計画立案に向けた取組を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
社会教育関連事業回数	800 回	950 回	1,000 回

※マンパワー：仕事などに投入できる人的資源。

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

2) 公民館活動の推進

◆◆現状◆◆

平成27年(2015)5月、新たな中央公民館が開館し、各中学校区に設置された3館の公民館は「公民館運営基本方針」に基づき、住民の地域活動や学習の場として重要な役割を果たしています。

少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄らぐなか、地域コミュニティの重要性が増しています。このような実情をふまえ、公民館は、地域住民や学校、団体が多様な結びつきを図り、一人ひとりが豊かな地域社会を築いていくために「地区公民館」の役割を発揮していく必要があります。

◆◆課題◆◆

公民館は、従来、団体やサークル活動が中心でしたが、誰もが気軽に利用できる開かれた公民館として利用の拡充を図るとともに、使用料の減免規定の適正化を進める必要があります。

東日本大震災以降、重要性が再認識されている震災対策についても、地震など災害等の防災拠点(帰宅困難者一時滞在施設)としての役割を担っていることから、日常的な維持管理と計画的な施設整備が課題となっています。

住民主体の公民館活動を推進していくため、地域、学校、諸団体との連携を図っていくことが重要です。

今後の施策



① 気軽に利用できる公民館の運営と安全安心な施設の提供【公民館】

豊かな地域づくりのために、団体・個人にかかわらず、いつでも、だれでも、気軽に立ち寄れる「地域の居場所」としての公民館運営をめざします。

また、さまざまな活動において、利用者のニーズに対応した施設の提供に努めるため、快適な環境を提供する施設づくりを進めます。さらに、使用料の減免規定の適正化を図ってまいります。

② 住民主体の公民館活動の推進【公民館】

住民の「学びたい」「知りたい」という願いに応える地域の公民館とするため、地域、学校、諸団体等と協力し、住民の主体的な学習の支援を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
公民館利用件数	9,001 件	9,200 件	9,300 件
公民館事業における連携事業の割合	79%	83%	85%

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

3) 図書館・読書活動の推進

◆◇現状◆◇

町の図書館は、中央図書館・竹間沢分館の2館と配本所1か所で、図書館サービスを行っています。住民の豊かな読書生活と生涯にわたる学習を保障するために図書館資料を充実させ、資料提供、予約・レファレンスサービス※の向上に努めてきました。また、読書や学習の意欲を喚起する講座や児童向けおはなし会なども積極的に実施しています。こうした活動から、年間延べ利用者数約15万6千人、貸出冊数約45万2千冊、人口一人当たり貸出冊数11.83冊(平成30年度(2018)実績)という全国類似規模の図書館のなかで高い利用率を維持しています。

また図書館は、「子ども読書推進計画」に基づき、ブックスタート※(4か月児対象)、ブックスタートプラス(2歳6か月児対象)など数々の事業を実施し成果を上げてきました。

◆◇課題◆◇

利用者が必要とする資料が確実に提供できるよう、図書館資料を引き続き整備・充実させていく必要があります。

また、利用者に対して迅速に対応できるよう予約・レファレンスサービスの充実が求められています。

さらに、スマートフォンやインターネットの急速な普及などさまざまな要因から、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が危惧される今、図書館は、町内の各部署や住民と手を携え、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書の喜びを共有できる機会づくりや環境整備が求められています。

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

※ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心触れ合うひと時や本に親しむきっかけをつくり、初めての本との出会いの場とするもの。

今後の施策



① 図書館資料の整備・充実【図書館】

利用者の必要とする資料が確実に提供できるよう、新鮮で魅力のある資料をバランスよく収集し整備します。良質な児童書を積極的に収集し、基本図書や参考図書を継続的かつ計画的に整備し、「頼りになる住民の書斎」となるよう努めます。

② 予約・レファレンスサービスの充実【図書館】

利用者の読書要求に迅速かつ円滑に対応できるようカウンター業務、インターネット予約サービス、配本所サービスを充実させるとともに、高度なレファレンスにも対応できるよう司書の継続配置と職員の資質向上に努めます。

③ 読書の動機付け事業などの充実【図書館】

子どもたちの読書意欲を喚起させる事業や子どもの読書を応援する読書ボランティア養成事業などを、専門知識や技能を持つ司書を中心に図書館内外で積極的に実施します。また、図書館講座や読書会など大人への読書案内となる事業を推進します。

④ 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携【図書館】

「第2次子ども読書活動推進計画」の遂行及び「第3次子ども読書活動推進計画」の策定を行い、関連部署と手を携えて子どもの読書活動推進を図り、読書ボランティアの養成や活動支援に努めます。また、学校図書館との連携を推進するとともに、ブックスタート、ブックスタートプラス、推奨図書のブックリストの配布など、家庭における読書の推奨に努めます。

⑤ 「よみ愛・読書のまち」の推進【図書館】

家読(うちどく／「家族ふれあい読書」の意)・読み聞かせ・読書会・ビブリオバトル(知的書評合戦)の活発化、「よみ愛・読書ふるさと絵本」作製・活用により生涯にわたりさまざまな場所で読書の喜びが共有できる「よみ愛・読書」のまちづくりに努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度
第 2 次子ども読書活動推進計画	平成 29 年度～令和 3 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
人口一人当たりの図書館利用回数※	4.08 回	4.20 回	4.20 回
主催・共催事業回数 (館内・館外)	318 回	295 回	295 回

※図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内人口で割ったもの

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

◆◇現状◆◇

高齢化が進むなか、健康づくりや体力向上が大きな課題となっています。町では、総合体育館や運動公園グラウンド、テニスコート、弓道場などを整備し、体育協会などの団体や指定管理者とともに多様な事業を行い、スポーツ・レクリエーション活動への支援も行っています。

町民体育祭は、体育協会を中心として行政区の協力のもと、全住民を対象に行政区対抗戦や交流を実施してきました。住民交流の点で、大きな役割を果たしてきたところです。

また、身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ推進委員が中心となりニュースポーツを紹介し、大会を実施しています。

このほか、平成24年度(2012)からは、町、事業所、指定管理者が協働し、児童を対象にしたハンドボール事業を実施し「みよし大崎ジュニアハンドボールチーム」を結成するなど、事業を継続的に展開しています。

◆◇課題◆◇

高齢化が進むなか、健康づくりや体力の向上を図るため、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種団体との連携を図りながら進めることや、誰もが安心して利用できるスポーツ施設を整備することが求められます。

令和2年(2020)に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心がより高まるなか、子どもから高齢者のもとより、障がいの有無を問わず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう施策を進めることが必要です。

また、町においても優秀な成績を収める選手が輩出されるなか、選手の育成を進めていくことも必要です。

今後の施策



① スポーツ・レクリエーション活動の推進【MIYOSHI 利比°アード 推進課】

多様化するスポーツ・レクリエーション活動に対し、誰もが気軽に参加できる取組を進めることで、健康年齢や体力の向上を図ります。

② スポーツ施策の推進【MIYOSHI 利比°アード 推進課】

スポーツ推進審議会等を通して、総合的かつ体系的なスポーツ推進施策の形成に努めます。また、優秀なスポーツ選手を顕彰・表彰するとともに、スポーツ選手の奨励制度を積極的に活用して、競技スポーツの高揚や競技力の向上を図るなど、総合的な各種スポーツ推進施策の形成に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション施設の整備充実【MIYOSHI 利比°アード 推進課】

住民のスポーツ・レクリエーション活動のためのスポーツ施設の整備に努め、誰もが安心して利用できる環境を整えます。

④ スポーツ・レクリエーション事業の連携と協働【MIYOSHI 利比°アード 推進課】

体育協会等の団体をはじめ、指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、事業所等と連携し、協働による事業を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
スポーツ・レクリエーション事業等の参加率※	5.9%	6%	6%
体育施設の利用率	49.4%	60%	60%

※町内人口(小学生以上)のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数割合

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

5) 芸術文化のまちづくり

◆◆現状◆◆

町の芸術文化活動の歴史は、江戸後期に伝わったお囃子や車人形が、現在も盛んに行われています。近年、地域コミュニティの危機が叫ばれるなか、町では文化会館や公民館を中心として、さまざまな芸術文化活動が進められ、芸術文化活動の楽しさや豊かさを共有する機会が増えました。

平成30年度(2018)には文化芸術基本法に基づき、専門家の助言や住民との意見交換、関係行政機関の職員等により条例の策定が進められ、芸術文化のまちづくり条例が制定されました。芸術文化の施策に関し基本理念を定め、町の責務と、町民及び民間団体の役割を明らかにするとともに、個性豊かな三芳町らしい文化創造都市の実現及び町民が生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりに寄与することを目的とし、住民の芸術文化活動を推進します。

◆◆課題◆◆

芸術文化のまちづくりは、住民が自ら積極的に芸術文化活動を推し進めていき、町が住民の多様なニーズに応えるシステムづくりやサービス、積極的な支援策を提供していくことが必要です。

また、学校、団体、個人はもとより、民間事業者、専門家等との積極的な連携を図っていくことが望まれます。さらに、どの世代の誰もが活動に参加できる、アウトリーチ活動※を積極的に展開することも有効な手立てとなります。

芸術文化のまちづくりをより一層進めていくため、「芸術文化のまちづくり条例」の周知と施策の具体的推進が必要となっています。

※アウトリーチ活動：公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。プロのアーティストを地域の学校や福祉施設等に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動

今後の施策



① 住民が主人公となる芸術文化活動の推進【MIYOSHI オリンピアド推進課】

芸術文化支援制度により、経費面の支援や独創的な事業を実現できるよう助言等のサポートをしていきます。住民の芸術文化活動を推進し、住民に周知します。これにより住民相互の交流を図り、住民が主人公となる芸術文化活動を推進します。

② 芸術文化活動によるサービスの充実【MIYOSHI オリンピアド推進課】

町と指定管理者が対等なパートナーシップ※を維持し、町が芸術文化活動推進の方向性を示しながら、民間がその汎用性や柔軟性を活かし、サービスの充実を図ります。

③ アウトリーチ活動の充実【MIYOSHI オリンピアド推進課】

学校、保育所、福祉施設、自然地など、町内のさまざまな場所で無料のコンサートを展開し、住民の芸術文化への関心を深め、芸術文化がもたらす創造力や共感等豊かな感性をはぐくむ機会を充実します。

④ 「芸術文化のまちづくり条例」の推進【MIYOSHI オリンピアド推進課】

芸術文化のまちづくり条例を周知するとともに、条例の基本理念に則り、誰もが生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりを推進します。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
芸術文化関連事業数	80件	83件	85件

※パートナーシップ：行政、住民、事業者等が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み。協働。

I みんなで未来を拓くまち

3 生涯にわたる学びと活動の場

6) 文化財保護の推進

◆◇現状◆◇

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えていってしまう貴重なふるさとの財産であり、また、地域の歴史や文化などを正しく理解し、将来の発展・向上への礎とする上で欠くことのできないものです。先人から受け継いだ文化財や環境を将来にわたり保護・保存していくことこそ現代に生きる私たちの使命であり、これを積極的に進めていく必要があります。

町には、文化財として、江戸時代の開拓地割景観を今に伝える県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」をはじめ33か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）、古文書などの歴史資料、民具や伝統芸能などの民俗文化財が数多く残されています。しかし、遺跡は開発行為によって消滅の危機に瀕しており、これに先立つ発掘調査を実施することで失われてしまう歴史を後世に残す取組を進めています。また、歴史民俗資料館を中心に、資料の収集、保存、修復、調査研究、展示公開を行うとともに、旧池上家住宅・旧島田家住宅の公開や伝統芸能の伝承活動支援、歴史や文化の体験活動などをおして文化財の保護、啓発、普及活用に努めています。

◆◇課題◆◇

文化財の保存と活用をより一層図るために、調査研究体制整備の推進と啓発活動の継続が求められます。また、歴史民俗資料館は設置後30年を経過する施設であるため、来館者の安全安心が確保できるよう、施設の維持管理や修繕などを計画的に実施していくことが必要です。

今後の施策



① 文化財の保存と活用【文化財保護課】

貴重な文化財を適切に保護・保存していくために必要な調査体制を整備し、遺跡の的確な把握と周知に努め調査・研究を進めるとともに、「三富開拓地割遺跡」の保全や民俗文化財の公開と後継者の育成支援に努めます。また、文化財情報を広報やホームページ、パンフレット等を通じて発信し、文化財の啓発や普及を図ります。

② 資料館活動の充実【文化財保護課】

資料の収集・保存・展示をさらに充実させるとともに、歴史民俗資料館、旧池上家住宅・旧島田家住宅の維持管理や公開に努め、調査・研究の成果を活かした事業を展開し、地域の歴史や文化の発信を図ります。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
埋蔵文化財調査対応件数	9 件	14 件	15 件
文化財教育活動への参加者数	266 人	290 人	300 人
歴史民俗資料館への月平均入館者数	637 人	640 人	650 人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

- 1 健康で安心して暮らせるまちづくり**
- 2 安全安心で活気のある都市基盤の整備**
- 3 効率的で質の高い行政サービスの提供**

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 子ども・子育て支援

2) 保育サービス

3) 健康増進・保健医療

4) 介護保険・介護予防

5) 高齢者福祉・地域福祉

6) 障がい者福祉

7) 保険・年金

8) 少子化・人口減対策

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 子ども・子育て支援

◆◆現状◆◆

少子化が進むわが国において、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安を感じる家庭は少なくありません。

町では、多くの住民が子育てに関心を持ち、地域の絆を深められるよう、子育て支援と子育て環境の整備を進めています。

ひとり親家庭は、離婚や未婚での出産などにより増加傾向にあります。生活の安定と自立促進を図るため、町では相談の体制を整備し、就労支援や育児負担軽減のための支援体制の強化に努めています。

児童虐待は、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、孤立した子育て環境も要因となっています。育児不安や育児に負担を感じている保護者が、増加していることから、町においては、妊娠中から相談しやすい環境を整備するため保健部門と連携し、支援を受けやすい体制づくりを進めています。

また、子どもを守る地域ネットワーク協議会では、関係機関との連携強化を推進し、代表者会議、実務者会議の開催のほか、ケースカンファレンス^{*}や相談支援業務の充実を図り、児童虐待防止に努めています。

◆◆課題◆◆

子どもは未来を創る社会の宝であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

子育てしやすい環境、子ども連れでも楽しめる居場所づくりに取り組むことが求められており、地域社会のなかで、安心して子育てができるよう、児童館や子育て支援センターの施策を推進することが望まれています。

また、ファミリーサポート事業^{*}など地域が協力して子育て家庭を支援できる事業の充実を図り、ボランティアなどとの協働による子育て支援体制を推進させていくことが求められています。

さらに、行政間や関係機関の連携を強化しながら、身近な地域での子育て力を積極的に活用することも重要な課題となっています。

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」(国連・児童権利宣言等より)という意識を住民のすべてがもち、虐待のないまちづくりをめざすことが望まれます。児童虐待の要支援、要保護児童に関しては、相談事業の充実と児童虐待対応マニュアルにより対応していく必要があります。

^{*}ケースカンファレンス：事例検討会のこと。

^{*}ファミリーサポート事業：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

今後の施策



① 地域ぐるみの子育て環境の充実【こども支援課】 **重点プロジェクト**

地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに参加していく体制づくりを進めます。これにより、親の育児負担の軽減や地域交流をとおして親の育児力を高め、子どもにとってより良い養育環境の整備を図ります。

② 子育て支援センターの充実【こども支援課】

親の保育に対する多様な要望に対し、相談・情報・サービスの提供を充実させ、総合的な支援拠点として子育て支援センターの機能を充実させます。

③ ファミリーサポート事業の充実【こども支援課】

仕事と子育ての両立や子育ての孤立に悩んでいる家庭に対して、子育て支援サービスの提供に努めます。サービスの提供にあたっては、子育て経験を活かせる相互援助活動による協力体制を整備します。

④ ひとり親家庭等への支援の充実【こども支援課】

ひとり親家庭等の就労支援や育児負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料を助成します。就労支援においては、常用雇用に向けた専門の支援員による就労相談を行います。また、相談体制の充実を図るため、関係機関との情報共有・連携や学習支援事業・情報交換事業への補助金助成をとおして、低所得家庭の学習格差の解消に努め、親自身や子どもたちの居場所づくりなど様々な支援により、生活の安定と就業や自立を促進します。

⑤ 児童相談事業の充実と児童虐待防止【こども支援課】

専門職を配置し、子育て世代包括支援センターとの連携を強化することにより、児童相談事業の充実を図ります。また、子どもを守る地域ネットワーク協議会では、関係機関と児童虐待防止に努めます。

⑥ 児童館における乳幼児親子支援【こども支援課】

乳幼児をもつ親子が、安心して楽しく遊べる場所として、児童館の役割を充実させるとともに、集団遊びの場を設けることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供します。

●関連計画

計画名	計画期間
第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
地域子育て支援拠点事業延べ利用親子数	10,650人	11,000人	▲
ファミリー・サポート・センター事業年間活動件数	2,595件	3,100件	▲

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

2) 保育サービス

◆◆現状◆◆

共働き家庭や核家族の増加に伴い、子育てと仕事の両立の困難さや病気などによる育児力の低下、子育てに関する知識を高めるための情報不足などにより、子育てに対して不安を持つ家庭が増加しています。

町内の認可保育施設は、保育所5か所、小規模保育事業所3か所となっています。その他に子育て支援事業を行う子育て支援センター4か所や児童発達支援事業所である「みどり学園」があります。みどり学園では、子どもの状況に応じた療育を行い、第三保育所との交流保育にあわせて年長児が他の保育園等との交流保育を実施しています。

放課後児童クラブ(学童保育室)は、小学校の敷地内に7か所あり、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に保育ニーズに応えてきました。

児童館は、藤久保・北永井・竹間沢の3か所に設置し、地域の子どもたちの居場所として機能しています。

◆◆課題◆◆

保育所については、今後、入所する児童の保育だけでなく、子育てに関する支援サービスの地域拠点としてその機能を充実させていくことが課題となっています。また、待機児童を解消するために地域の需要を把握し、適正な定員を計画的に確保することも必要です。さらに、保育を必要とする家庭の保護者の就労状況や子育て環境の実態を把握し、延長保育に留まらず休日保育、一時保育、病児・病後児保育、緊急保育などに取り組むことが求められています。そして、保育所に関して培われてきた知識や経験、子育てに関する新情報を保護者や地域に向けて発信し、子育ての不安をできるだけ少なくすることも必要です。

放課後児童クラブ(学童保育室)については、入室希望者は年々増加しており、分室化や新設など適正な整備を行う必要があります。また、充実した放課後生活をおくることができるよう専門の支援員を適切に配置し質の向上を図ることが必要です。さらに支援員の高齢化といった課題もありますが、今後は学校での放課後児童学習支援の実施により放課後児童総合プランとして連携実施が望まれます。

児童館は、子育て世代の親同士の交流や情報交換が積極的に行われる場となるよう、親子遊びなどを充実させ、乳幼児のいる家庭が安心して楽しめる場としての役割の充実や指導員の育成が課題となっています。

今後の施策



- ① **保育所多機能化の推進**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 保育所に入所する児童の保護者だけでなく、子育てに対して不安や疑問をもつ地域の保護者に対する相談窓口としての機能や、子育てをしている保護者の交流拠点として機能の充実を図ります。
- ② **保育施設の充実**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 地域における保育需要を把握し、適正な定員を計画的に確保するため、入所児童の見込みに見合った適切な施設の整備に努めます。
- ③ **多様な保育サービスの充実**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 保育の必要性のある家庭の要望や実態を把握した上で、公・民保育施設が連携し、待機児童解消に向けて延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図ります。
- ④ **放課後児童クラブ(学童保育室)の整備**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 放課後留守家庭の児童の健全な育成を図り保育ニーズに応えるため、放課後児童クラブ(学童保育室)の整備と質の向上に努めます。また、利用者の増加に対応するため、必要に応じて分割や新設を図り、支援員の適正配置を実施します。
- ⑤ **児童館活動の展開**【こども支援課】
 地域と児童館が協力的な関係をつくり、子どもの居場所として安全安心に過ごせる環境づくりに努めます。また、子どもたちが健やかに育つよう豊かで幅広い児童館活動を展開します。

●関連計画

計画名	計画期間
第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
保育園待機児童数	1人	0人	0人
認可保育園の受け入れ人数	627人	627人	➡
学童保育室定員確保数	331人	331人	➡

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

3) 健康増進・保健医療

◆◆現状◆◆

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしくいきいきと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。

このようなことから、町では保健師・管理栄養士等の専門職の配置により、母子保健対策、生活習慣病対策、食育の推進、感染症対策等を実施してきました。

母子保健対策では、妊娠中からの健診体制の整備、出生後の家庭訪問の強化、乳幼児健診・育児相談の充実をしてきました。生活習慣病対策では、健康診断やがん検診などの健(検)診体制の整備、健康相談・健康教育の充実により、住民一人ひとりが健康状態を知り、生活習慣を改善する取組を推進してきました。

感染症対策では、乳幼児予防接種をはじめ、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌のワクチン接種を推進することで、病気に対する抵抗力(免疫)を高め、病気の予防を推奨してきました。さらに医師会や埼玉県との協力を得ながら夜間や休日に感染症に罹患しても、休日急患診療所や小児時間外救急診療所など、地域医療の充実を推進してきました。

しかし、がんや循環器疾患などの悲感染性疾患は増え続けています。これは急速に進展する高齢化社会の到来、健康に影響を与える要因が複雑かつ多様化したことによると考えられています。

疾患の予防には、毎日の食生活や運動習慣の確立、喫煙などを見直すことにより、予防可能であることが明らかとなっていますが、生活習慣の改善には個人差があり「健康格差」が明らかとなってきました。

◆◆課題◆◆

健康づくりを幅広い領域からのアプローチ^{*}に加え、個人へのサポートとして生活習慣病の発症予防・重症化予防することで、住民一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしていく必要があります。

また、医師会や周辺自治体の連携により地域医療をさらに充実させていくことも求められます。

さらに、妊産婦や乳幼児の健診や相談支援の充実、疾病や感染症の予防への対策の充実などにも取り組んでいく必要があります。

充実した日々を送る上で基礎となる「食」については、地域、家庭、そして一人ひとりに浸透させていくため、食育推進活動を充実させていくことが課題となっています。

^{*}アプローチ：対象や目標に近づくこと。

今後の施策



- ① **総合的な健康づくり推進体制の充実**【健康増進課】 **重点プロジェクト**
 生活習慣病等の重症化を予防し健康長寿社会を実現するため、住民が自らの健康状態を自覚し自主的な取組を継続的に行うことができるよう働きかけやアドバイスを行っていきます。これにより、医療費の適正化につなげていきます。
 また、健康づくり推進会議において、行政、住民、地域団体及び事業者と一緒に健康でいきいきと暮らせる仕組みづくりに取り組めます。
- ② **地域医療の充実**【健康増進課】
 地域の医療環境を保つため、東入間医師会の協力による休日急患診療・小児時間外救急診療の充実と周辺自治体との連携による緊急医療の体制強化に努めます。
- ③ **母子保健対策の充実**【健康増進課】
 母子保健と子育て支援の両面から、多様な支援の充実に努めてきましたが、より一層、子育て支援施策を充実させるために、子育て世代包括支援センターを開設しました。妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援に向け、保健師等の専門職が専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを実施し、包括的な子育て支援を目指します。
- ④ **疾病や感染症発症の予防促進**【健康増進課】
 がんや循環器疾患など、各種健(検)診の受診促進に努め、疾病の発生予防と重症化予防を重視した対策を推進します。また、感染症については、発生及び蔓延を予防するための対策を充実させます。予防接種については、安全安心に接種するために個別接種方式で実施し、対象者の接種率を上げるために周知を行います。
- ⑤ **相談支援体制の充実**【健康増進課】
 保健師、管理栄養士などの専門職員の配置を促進し、住民サービス提供体制の充実強化に努めます。
- ⑥ **食育の推進**【健康増進課】 **重点プロジェクト**
 食育が地域、家庭、そして一人ひとりへと浸透するよう、乳幼児期からの食育推進活動の支援を充実します。

●関連計画

計画名	計画期間
健康づくり推進計画	令和元年度～令和10年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
自分のことを健康だと思う人の割合	43.3%	50.0%	➡
65歳健康寿命※	男性 17.45歳 女性 19.76歳	➡	➡
保健医療サービスの満足度	26.4%	30%	➡
救急医療体制の満足度	27.6%	30%	➡

※65歳健康寿命：65歳に達した人が、健康上の問題で日常生活が制限されるまでの期間。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

4) 介護保険・介護予防

◆◆現状◆◆

令和元年に入り65歳以上の人口割合は28%となり、平成26年度より2%上昇しています。さらに65歳以上の人口のうち75歳以上が占める人口の割合は、平成28年度の40.7%から49.2%へ増加しています。今後も高齢化の進行に加え、75歳以上の後期高齢者の人口の増加が見込まれることから、引き続き住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築をめざす必要があります。

このようなことから町では、介護サービスの充実として、平成28年度に認知症対応型生活介護(グループホーム)1か所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所1か所を開設しました。また地域包括支援センターの機能強化については、平成28年度に新たに2か所設置し、強化をはかりました。

今後は、在宅医療・介護連携の充実や地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の強化、生活支援・介護予防サービスを重点的に進め、すべての人々が生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行っています。

◆◆課題◆◆

介護サービスの利用者は今後も増加することが予想されます。より効率的で地元に着した質の高いサービスを提供できるよう、地域の社会資源のバランスを考慮した介護サービスの基盤整備が必要となっています。

要支援者には、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民が主体となった生活支援サービスが行われるなど多様なサービスを展開していくことが求められているため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくことが必要です。

地域包括支援センターは、事業を推進する上で中核的な機関であり、体制強化を図ることが必要となっています。

今後、さらに認知症高齢者にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策を推進していく必要があります。また、判断能力の衰えた高齢者が財産管理などを自分で行うことが困難となり、悪徳商法や振り込め詐欺などに遭う経済的被害や、高齢者に対する虐待が増加傾向にあります。そのため、地域包括支援センターが中心となり高齢者の被害防止を進める必要があります。

*地域包括ケアシステム：高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制。

今後の施策



① 介護サービスの充実【健康増進課】

居宅介護サービスは、要支援・要介護者の増加に対応するため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス内容の充実に努めます。また、施設サービスは、安定的にサービスの提供ができるよう、町内の既存施設の増床などを視野に入れ環境整備に努めます。

② 介護予防・日常生活支援の推進【健康増進課】

介護予防・生活支援サービスは、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問介護サービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスを展開します。

また、一般介護予防は、「いもっこ体操」の継続等により介護予防、啓発、地域介護予防など、地域住民により自主的かつ日常的に実施できるように支援します。

③ 相談支援体制の充実【健康増進課】

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等の専門職による相談体制の充実に努め、保健・福祉・医療サービスの継続的・専門的な相談や見守り支援の強化を図ります。

④ 認知症施策と在宅医療・介護連携の推進【健康増進課】

認知症サポーターの養成、認知症地域見守りネットワークの構築、認知症ケアパス※の作成などにより認知症施策を推進します。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で最後まで生活できるように在宅医療と介護の連携施策を推進します。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進【健康増進課】

認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の衰えた高齢者の権利や財産を守るため、親族がいない高齢者に対し成年後見制度の相談や支援を行います。

また、高齢者に対する虐待については、関係機関と連携を図り虐待防止に努めます。

⑥ 生活支援サービスの体制整備【健康増進課】

日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者と地域が支え合える地域づくりを推進します。

●関連計画

計画名	計画期間
第7期介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度
第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所	➡
いもっこ体操開催回数	160回	172回	➡
認知症サポーター養成人数	2,598人	3,000人	➡

※認知症ケアパス：認知症の人、家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

5) 高齢者福祉・地域福祉

◆◇現状◆◇

町では高齢者の視点に立った社会づくりや地域づくりを進めるため、「高齢ゆえの不便」を少しでも解消できるよう実態把握を蓄積し、行政や地域の活動に活かせる情報提供に努めています。また、生活実態の把握や安否確認が難しい高齢者やこれから高齢者となる人などにも支援がいきわたるよう、「地域の目」で見守り、さまざまな場面で行われている地域活動などに参加できる工夫や、高齢者が参加しやすく、ともに楽しみ、支え合う仕組みづくりを検討しています。

既存の高齢者のいきがい対策の拠点としての老人福祉センターは、施設の老朽化や耐震補強への対応が必要となったため、平成28年10月より、ふれあいセンター事業を障がい者支援を行う社会福祉法人の地域交流スペースを借用し事業を実施しています。

◆◇課題◆◇

今後、ますます進行する少子高齢化の問題や高齢者が生活しやすい町にしていくために、高齢者にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

ふれあいセンター事業は、町内に居住する高齢者が健康で明るく過ごせるよう健康の増進や仲間づくり、レクリエーションを楽しんでいただく施設です。今後も当事業が高齢者のいきがい対策の拠点として新たな事業を展開できるよう検討を進める必要があります。

また、町の社会福祉協議会[※]では、各地区社会福祉協議会、区長会、民生委員・児童委員協議会等と連携し、小地域福祉活動などの充実や高齢者などを地域で見守る体制は確立されつつあります。しかし、コミュニティの担い手が高齢化していることに伴い、後継者や次の担い手が見つからないこと、ケアマネジャー[※]などとの連携強化が課題となっています。今後は、ボランティア活動や地域活動を行う拠点づくりや、災害時の避難行動要支援者などの対応や支援など、安定した福祉活動が行えるよう整備を進める必要があります。

また、生活困窮者については、相談内容を通じて関係機関と連携を図りながら、生活の自立に向けた適切な支援の充実が望まれます。

※社会福祉協議会：社会福祉を目的とする事業、活動を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする、社会福祉法に位置付けられた団体。

※ケアマネジャー：介護支援専門員。介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定をうけた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う者。

今後の施策



① 高齢者にやさしいまちづくりの推進【福祉課】

高齢者の「健康年齢」を上げ、いきいきと暮らし、安全安心に活動や活躍できるよう、各団体と連携し、生活実態等を把握しながら、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

② ふれあいセンターの新たな事業展開【福祉課】

今後のふれあいセンターでは、60歳以上の方の活動拠点として魅力ある事業を展開し、特に、健康増進や地域活動への入り口となる事業を推進していきます。

③ 地域福祉の充実【福祉課】

社会福祉協議会と協力をし、町の施策（シニア事業等）と連携させて、多くの方々にボランティア活動、NPO や小地域福祉活動などに参加してもらえるよう推進し、住民の福祉向上に取り組む団体との協働や活動拠点の整備、活動支援に努めます。また、生活困窮者の自立支援を図ります。

④ シニア世代の活躍を推進【福祉課】

ふれあいセンターを拠点として、庁内関係各課や地域活動団体と連携を深め、多様なメニューを提供し、シニア世代の方々が家から一歩外へ出て地域活動等に参加するきっかけ作りや活躍することを推進します。

●関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 28 年度～令和 2 年度
高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画	平成 30 年度～令和 2 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
老人クラブ連合会会員数	870 人	900 人	980 人
緊急時連絡システム設置台数	365 台	385 台	400 台
ふれあいセンター延べ利用者数	17,935 人	18,000 人	18,500 人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

6) 障がい者福祉

◆◆現状◆◆

町の障がい者数は、各障がいともに年々緩やかに増加する傾向が続いています。

こうした状況のなか、町では、障がい者理解の促進のため鳥取県及び富士見市と協定を結び、「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズとした「あいサポート運動[※]」を展開し共生社会の実現に取り組んでいます。また「手話言語条例」を制定し「手話は言語」ということを住民に広く知らせる活動や手話が使いやすい環境づくり、住民が気軽に手話に触れる機会をつくる活動を行っています。

また、障がい者相談支援センター、障がい者就労支援センターの設置などを通して、障がい福祉サービスの利用促進や障がい者の自立を支援する就労支援を行ってきました。

◆◆課題◆◆

現在、障がい者の生活支援サービスの充実に取り組んでいるところですが、今後も継続して実施するとともに、難病患者や医療的ケアが必要な方への支援、障がいのある高齢者に対する計画相談体制の整備が必要になります。このように、複雑で多様化するニーズに対応すべく、国が求める地域生活支援拠点等整備事業を推進する必要があります。

障がい児支援については、今後も切れ目のない療育支援体制の構築が課題となっており、関係機関とのネットワークを基礎に計画相談を含めた相談支援のさらなる強化が必要です。また、保護者の就労支援の観点も重要であり、障がい児も利用できる学童保育の充実や放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援など、子どもが安定して過ごせる居場所づくりも地域での課題となっています。

安全安心という観点では、今後も継続的に公共施設や歩道などの整備を進めるとともに、災害時や緊急時に目で見える文字情報の提供や視覚障がい者への音声情報の提供などの情報のバリアフリー化が課題となっています。

就労に関しては、障がい者雇用の働きかけの強化や実習の場の確保・拡大など国・県の施策と連携していくとともに、職場開拓、各事業所とのネットワークづくりなどが課題となっています。また、平成26年度(2014)から開始している「あいサポート運動」を役場内各部署はもちろん、学校や町内企業などに対して積極的に展開していく必要があります。

今後は障害者差別解消法が施行されたことを受け、法で定める合理的配慮への町として必要な取組を行うとともに、関係機関や企業等とも連携し、障がい者への差別解消に向けた取組を行う必要があります。

※あいサポート運動：障がいがある人もない人も、くらしやすい「地域社会(共生社会)」を住民と一緒に作っていく運動。

今後の施策



① 情報・相談・権利擁護の充実【福祉課】

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者の差別解消に向けた取組を強化します。また、複雑多様化する相談に対応するために庁内各課の連携を深め、ワンストップでの相談支援体制の構築を検討してまいります。

② 生活支援サービスと保健・医療体制の充実【福祉課】

多様な生活ニーズに対応すべく、生活支援サービスの質の向上を図ります。特に在宅生活において、常に医療が必要な「医療的ケア」へのニーズに対応するサービスの提供体制整備を検討します。また、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

心の健康づくり、自殺予防などへの取り組み、精神障がい者の医療や福祉サービス利用援助等、精神保健福祉活動も推進します。また、緊急時の医療体制やリハビリテーション※支援などに取り組みます。

③ 障がい児支援の充実【福祉課】

障がい児の幼稚園、保育園、学校教育の卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

④ 安全安心な生活環境の整備【福祉課】

安全を確保し、安心した生活を送ることができるように関係各課との連携のもと、建物、道路、情報などのバリアフリー化等災害時要援護者避難支援プランの登録促進と作成に取り組みます。また、役場敷地内に建設予定の「太陽の家」に福祉避難所スペース等を設け災害時の避難支援の拠点を整備します。

⑤ 社会参加と地域福祉の推進【福祉課】

役場敷地内に建設予定の「太陽の家」に就労継続 B 型事業所と障がい者就労支援センターを移設し、就労訓練から就職の支援、職場定着支援などの就労支援を行い、障がい者の自立支援に資するサービス提供を効果的に行います。

また、障がい理解を促進し障がい者差別の解消と共生社会の実現のために「あいサポート運動」を展開します。

⑥ 地域生活支援拠点等整備事業【福祉課】

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援の在り方について検討します。

●関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 28 年度～平成 32 年度
障がい者福祉計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画	平成 30 年度～令和 2 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
あいサポーター数	1,348 人	1,708 人	1,948 人
生活サポート事業登録者数	64 人	65 人	70 人

※リハビリテーション：病気や怪我などによって障害を負った人が、自立した元通りの生活もしくは元通りの状態に近い生活を送るための訓練・治療を行うもの。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

7) 保険・年金

◆◆現状◆◆

国民健康保険では、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

国民健康保険事業は、少子高齢化や後期高齢者医療制度の導入などにより被保険者数が減少している一方で、医療の高度化などにより1人あたりの医療費が増加しており、厳しい財政状況に陥っています。

また、高齢化の進展による後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加に伴い医療費も増加しています。一方で、低所得者に対する保険料軽減世帯も増加し、財政負担も増しています。

国民年金は、老後や不測の事態に生活の安定を図る目的でつくられた公的年金制度で、老齢年金や障がい年金、遺族年金などの給付を行っています。

◆◆課題◆◆

国民健康保険事業については、平成30年度(2018)から町と県が共同保険者となる広域化が始まり、町としては特定健康診査受診率の向上や生活習慣病の重症化予防の促進、保険税の収納率の向上などを図るとともに、県との連携強化を進める必要があります。

後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療保険料の収納率を向上させるとともに、後期高齢者医療広域連合などとの連携を強め疾病予防を促進させていくことが課題となっています。

国民年金については、学生や低所得者に対して、保険料の納付特例、免除や猶予などの制度もありますが、未納や未加入者をなくしていくために、年金制度の趣旨や制度内容について一層の周知徹底を図る必要があります。

今後の施策



① 疾病予防と健康増進【住民課】

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に人間ドック・脳ドックの検査料補助、特定健康診査を実施し、病気の早期発見や予防と健康増進を図ります。また、生活習慣病の重症化予防事業などを促進させるとともに、データヘルス計画※において、細分化されたデータを元に対象を絞り込んだ疾病予防に取り組みます。

② 財政の健全化と安定的な運営【住民課】 **緊急重点プロジェクト**

平成30年度(2018)の国民健康保険の広域化に伴い、国民健康保険税率等の定期的な見直し、ジェネリック医薬品※利用の普及促進、データヘルス計画での医療費分析による重複受診の予防等、医療費の適正化により国民健康保険財政の健全化を図ります。

③ 国民年金制度の周知啓発【住民課】

老後の生活保障としてますます重要となる国民年金制度の趣旨や制度内容を周知するとともに、年金制度への加入促進に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)	平成30年度～令和5年度
データヘルス計画(第2期)	平成30年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
一般会計法定外繰入金	100,463 千円	↓	↓
特定健康診査受診率	43.9% (H29)	54%	60%

※データヘルス計画：特定健康診査や診療報酬明細書などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保険事業。

※ジェネリック医薬品：後発医薬品。これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な薬。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

8) 少子化・人口減対策

◆◆現状◆◆

少子化、人口減少社会に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は、まち・ひと・しごと創生法を平成26年(2014)11月に施行しました。これに伴い、地方公共団体は人口の将来展望と地方版総合戦略を策定することが求められました。

町の人口は、住民基本台帳による推移を見ると既に平成25年(2013)を境に38,300人前後で推移し、ほぼ横ばいの状態が続いています。

人口動態においては、自然動態では、平成24年(2014)を境に死亡数が出生数を上回り自然減の状態となっています。社会動態では、平成23年(2011)から転出超過の傾向が見られたものの、平成26年(2016)からは転入が転出を上回り社会増となっています。また、町の合計特殊出生率は1.04(平成29年)と国や県より低い水準にあります。これを受けて町では、国の総合戦略や基本目標と連携し、住みよい環境を整備し、少子高齢化の進行や人口減少社会に歯止めをかけるために、まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定し、各種施策を推進しています。

◆◆課題◆◆

町は、大規模工場をはじめ町内に多く立地している企業が周辺地域から就業者を集めていることから、昼間人口が多くなっています。この昼間人口の夜間人口化を図ることで町の人口を増やし、職住接近のライフスタイルを実現することで、通勤時間の短縮や移動に伴う温室効果ガスの削減、交通渋滞の緩和、地域社会の担い手の確保などの効果が期待できます。

また、未婚化・非婚化の進行、晩婚化・晩産化の傾向も人口減少の要因とされています。地域の実情に見合った保育サービスや情報提供の充実など、今後は仕事と生活の調和を推進するとともに効果的な少子化・子育て対策が必要となります。

住みよい環境と活力ある町にしていくためには、良好な住環境を整備していくことが必要不可欠です。また、町の魅力を発信するとともに空家の活用を促進させ移住者・定住者の増加を図る必要があります。

今後の施策



① 昼間人口の夜間人口化の研究【政策推進室】

昼夜間人口比率が県内トップという町の特性を活かし、職住接近のライフスタイルを実現することで町への定住化を促進するため、町内へ通勤者の現状を調査・研究し、定住化に向けた施策を立案していきます。

② 就労支援の充実【観光産業課】

関係機関と連携して就労支援を充実させるとともに、住宅支援事業等により勤労者の生活の安定を図ります。また、各種セミナー等の実施により、勤労意欲の向上を図り、住民が安心して仕事に就くことができる環境を整え、定住意識を向上させます。

③ 働きやすい環境の整備【道路交通課/政策推進室】

生産・流通拠点の周辺環境やアクセス道路の整備、公共交通の充実等、居住環境や通勤環境の整備により、働きやすい環境にすることで、定住化や交流人口の増加を促進します。

④ 住宅対策と定住促進【自治安心課/都市計画課/環境課/政策推進室】

土地区画整理により、良好な住環境の整備を進めるとともに、魅力ある住宅開発を民間活力により推進します。また、町内の空家の状況について調査・研究し、その有効活用について、民間企業と連携し、定住促進による地域の活性化等につなげます。

⑤ 子ども・子育て支援の充実【健康増進課/こども支援課】 **重点プロジェクト**

安心して結婚、妊娠、出産、育児ができるよう、切れ目のない支援を進めます。妊産婦や乳幼児の健診、相談支援の充実や地域社会のなかで安心して子育てができるよう子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、ひとり親家庭の支援、児童相談事業等の充実に取り組んでいきます。また、保育施設や保育サービスの充実を図り、町の特性を活かした子育てがしやすい環境を整備することで、子育て世代の定住促進につなげます。

⑥ 地方創生総合戦略の推進【政策推進室】

まち・ひと・しごと創生法による国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と連携し、国や県の支援を受けつつ、関係人口の創出、Society5.0※の実現、人材育成、民間との協働、誰もが活躍できる地域社会づくりを通じた町の創生を戦略的に進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
人口	38,193人	38,000人	38,500人

※Society5.0：サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

1) 都市政策

2) 幹線道路の整備

3) 生活道路・歩道の整備

4) 交通政策

5) 交通安全

6) 防犯

7) 防災・国民保護

8) 消費者行政

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

1) 都市政策

◆◆現状◆◆

町は、首都圏への通勤圏内として、また、関越自動車道の所沢インターに近いという立地条件にも恵まれ、工業・流通地域として発展してきました。三芳スマートICフルインター化[※]に伴い利便性が向上することから、土地利用の適正化と都市基盤整備を進めています。

町の土地利用は、現在すでに市街化が進んでいる藤久保・みよし台・竹間沢地域、農用地に公共施設や工場や事業所が点在する北永井地域、県内有数の活気にあふれる農業が健在で三富新田のある上富地域と、大きく3つに区分することができます。

藤久保地域においては、将来に向けて土地利用の適正化を推進していくための藤久保第一土地区画整理事業を平成30年度に、富士塚土地区画整理事業を令和2年に完了しました。北松原土地区画整理事業については、令和3年の完了を目指し実施しています。

◆◆課題◆◆

土地区画整理事業については、北松原土地区画整理事業が令和3年(2021)までに終える予定であり、引き続き、地域住民が安全で機能的な生活環境を確保できるよう、秩序ある土地利用と快適な住環境を整備していく必要があります。

公園については、ゆとりとうるおいが実感できるくつろぎの場であることから、公園の整備、拡大は重要な課題です。公園の整備計画として、総合運動公園を中心として緑のトラスト[※]14号地、緑地公園、自然の森・レクリエーション公園を連動した遊歩道と、多目的広場のせせらぎ水辺構想を加えた全体を「(仮称)令和の森公園構想」としたいと考えています。また、公園施設や遊具の老朽化が進んでおり計画的な改修が必要となっています。

三芳スマートICフル化に伴い、交通の利便性が向上することから地域産業の活性化や雇用の促進を図るため、新たに産業ゾーンへの誘致を進めることが必要です。

地域拠点については、現状の土地利用や地域特性をふまえ、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流などの機能を整備し、ネットワーク化を図ることで、安全性や多様性を持った拠点へと強化することが必要です。

※フルインター化：現在の新潟方面への出入り可能なハーフ運用から、東京方面への出入りを可能にすること。

※緑のトラスト：優れた自然や貴重な歴史的環境を財産として後世に残すことを目的に埼玉県が指定するもの。

今後の施策



① 土地区画整理事業の促進【都市計画課】

良好な都市基盤整備を推進するため、北松原土地区画整理事業の完成をめざすとともに、新たな住居系土地区画整理事業の調査・研究を進めます。

② 都市計画の見直し【都市計画課】

将来にわたり地域の環境条件と調和しながら、健全で個性溢れる持続可能なまちを築くため、都市計画の基本方針の見直しを行います。

③ 住宅環境の整備【都市計画課】

都市計画の見直しや土地区画整理事業等の基盤整備を進め、土地利用の適切な誘導を図り、農地と住宅や事業所などの共存できる環境づくりに努めます。

④ 公園の整備【都市計画課】

新たな公園の整備計画として、総合運動公園を中心として緑のトラスト保全第14号地、自然の森・レクリエーション公園、緑地公園に多目的広場を加えた全体を（仮称）令和の森公園と位置づけ、整備計画を進めます。また、老朽化した施設、遊具などを計画的に改修整備し、公園の有効活用について調査・研究を進めます。

⑤ 住居表示基本方針の策定【政策推進室】

生活の利便性や都市イメージの向上の観点から、市街化区域の住居表示について調査・研究を進めます。これらの成果により、住民参加のもと、町の住居表示の基本方針を策定します。

⑥ 産業ゾーンの整備【都市計画課】

三芳スマートICフルインター化に伴い、地域産業の活性化と雇用の促進を図るため、産業ゾーンを形成し整備を進めることにより、新規企業の立地を促進します。また、工業系土地区画整理事業についても調査・研究を進めます。

⑦ 拠点ゾーンの整備と連携【政策推進室】

地域拠点ゾーンについては、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流等の地域特性を活かしながら、地域住民の意見を聴いて整備や連携の方法を立案していきます。

●関連計画

計画名	計画期間
建築物耐震化促進計画	平成21年度～令和2年度
都市計画マスタープラン	令和2年度（2020）～令和22年度（2040）

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
北松原土地区画整理事業進捗率	99.1%	100%	-
藤久保第一土地区画整理事業進捗率	100%	100%	-
富士塚土地区画整理事業進捗率	96.0%	100%	-
住宅耐震化率	79.3% (H26)※	95%	100%

※住宅土地統計調査からの推計値

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

2) 幹線道路の整備

◆◆現状◆◆

町には主要な道路として、西部に関越自動車道が、東部に国道254号(川越街道)がそれぞれ縦貫しています。また、主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線が南北に走り、一般県道三芳・富士見線が中央を東西に走っています。

都市計画道路は、昭和47年(1972)に計画決定され、現在7路線(7,950m)のうち3,520mが整備されています。

町では約240kmの道路を管理しており、交通量の増加により舗装疲労や耐久力の低下を招いていることから、道路の長寿命化に取り組んでいます。

また、町には全26橋の橋梁を有しており、昭和45年(1970)から昭和60年(1985)までの15年間に集中して整備されていることから、架け替え、維持、修繕等に多くの費用が必要となります。そこで、これら道路と橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を行っています。

◆◆課題◆◆

近年は、交通量の増加に伴い交通渋滞が発生しており、交通渋滞の解消に向け、交差点や歩道未整備区間の改良を進める必要があります。

都市計画道路の整備については、路線の見直しを含め地権者などの理解や協力を得ながら計画を進めるとともに、土地区画整理事業との一体的整備を推進する必要があります。

幹線道路や橋梁については、舗装疲労や耐久力の低下を改善していくために多くの財源を要することから、交通量や破損箇所を考慮した上で計画的な整備を行うことで長寿命化を図る必要があります。

今後の施策



① 国道・県道の整備【道路交通課】

交通渋滞を解消するため、交通量の多い交差点や歩道未整備区間の改良など、国道や県道の整備及び核都市広域幹線道路の実現を関係機関に要請します。

② 都市計画道路の整備【道路交通課/都市計画課】

都市の骨格を形成する都市計画道路について、路線の見直しや隣接する自治体との連携を図りながら、道路延伸を図るため、唐沢地区を中心とした未整備地区について計画的に整備を進めます。特に、将来計画されている藤久保地域拠点へのアクセス道路である竹間沢・大井・勝瀬通り線については早急に整備を進めます。

③ 幹線道路の整備【道路交通課】

主要幹線道路については、交通量の増加に伴う危険箇所の解消など、必要に応じた路盤改良整備を進めます。また、道路拡幅計画を策定し、拡幅整備を計画的に実施します。

④ 道路・橋梁の長寿命化【道路交通課】

道路長寿命化修繕計画により道路舗装の修繕を行い、快適な道路の確保に努めます。
また、橋梁においても、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の対応を図り、早期の修繕によりコスト縮減をめざします。

●関連計画

計画名	計画期間
道路長寿命化修繕計画	平成 26 年度～令和 5 年度
橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年度～令和 11 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
道路修繕工事計画実施延長	7.0km	11.0km	13.2km
道路改良工事計画実施延長	—	200m	400m

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

3) 生活道路・歩道の整備

◆◆現状◆◆

生活道路については、幅員が狭く、歩道が未整備の路線や道路側溝(路面排水)が整備されていない路線も少なくないのが現状です。

また、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、快適な道路環境を整備するとともに、維持管理を図っているところです。

さらに、街路樹や街路灯の整備など、沿道の環境や景観の向上にも配慮した、人にやさしく利便性の高い道路や歩道を整備しています。

◆◆課題◆◆

生活道路については、道路の拡幅や歩道の確保、交差点の改良などが必要となっています。

今後も、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化を進める必要があります。

街路樹や街路灯の設置については、今後も進めていき安全かつ快適な道路環境を整備するとともに、改善を図っていく必要があります。

今後の施策



① 生活道路の整備【道路交通課】

住民の日常生活に密着した生活道路について、安全性と快適性の向上をめざし、利用状況を考慮した整備を進めます。

② 快適な道路環境の維持・保全【道路交通課】

歩道・車道の分離を推進することで通学路の改善を図るとともに、安全で快適な歩道空間を拡充し、人にやさしい都市環境の創造をめざします。既設歩道の段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーな歩道の改良や整備を進めます。

また、道路機能を維持し、日常における安全性を確保するため、道路の補修や修繕を推進するとともに、清掃、草刈りなどの管理を行い、快適な道路環境の維持管理に努めます。

③ 街路樹や街路灯の設置【道路交通課】

街路樹や街路灯の設置を進め、安全・快適な道路環境整備を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
歩道整備工事件数 (累計)	6 件	14 件	18 件

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

4) 交通政策

◆◇現状◆◇

町では、公共交通機関として交通不便地域の解消に向け、民間バス事業者に助成を行い、地域の足の確保をしてきました。

また、デマンド交通^{*}の実施試行により得られた交通特性から、民間バス路線の再編を進めています。更に、公共交通補助事業や高齢者運転免許証自主返納支援制度により移動支援を行っています。

近年自転車による通勤通学が多くなり、町では鶴瀬・みずほ台両駅西口の放置自転車対策について富士見市と協定を結んで、整理・撤去業務や啓発活動等を進めており、一定の推進効果がみられるところです。

東武東上線の鶴瀬駅やみずほ台駅については、東武東上線改善対策協議会を通じて、駅の安全対策やバリアフリー化を促進するとともに、輸送力の増強を図っています。

町の唯一の広域的な交通結節点である関越自動車道の三芳スマートICは、小型車限定(車長6m以下)により、新潟方面のみ利用可能なハーフ運用により運用されています。その利便性のさらなる向上や地域活性化の促進、災害時対応の強化を期待し、車種制限の拡大(車長12m以下)と東京方面への利用を可能にするフル化について、平成27年(2015)に国の事業化が決定しました。

◆◇課題◆◇

住民意識調査においても、バスなどの公共交通の整備を望む声が非常に多いことから、既存路線の拡充や見直し等のさらなる利便性の向上が必要です。また、今後は住民の声を反映させた持続可能な公共交通システムを新たに構築することが大きな課題です。

東武東上線については、今後も輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化等について要望していく必要があります。また、駅前放置自転車の抑制については、町内の対策とあわせて効果的に進める必要があります。

三芳スマートICのフル化については、令和3年度(2021)以降の供用開始をめざし、関係機関と連携し、着実に整備事業を進めていくことが必要です。

^{*}デマンド交通：デマンドは「要求、要請」の意味。利用者が電話などで乗車を予約し、町内の乗り場や行き先を希望して走る新たな交通システム。

今後の施策



① 交通環境の充実【政策推進室/道路交通課】

住民意識調査の結果、要望が多かった公共交通機関の利便性向上のため、バスを利用しやすくする工夫や安全確保を優先した道路の整備を行い、公共交通環境を充実させます。

② 公共交通の充実【政策推進室】

住民意識調査の結果などから住民の移動需要を十分に把握し、住民の町内移動・町周辺の拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編を進めます。また、公共交通補助事業等のさらなる充実や新たな公共交通の構築に向けて取り組みます。

③ 鉄道の整備の促進【政策推進室】

東武東上線の輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化、周辺まちづくりの活性化等について、働きかけを行います。

④ 放置自転車対策の推進【自治安心課】

放置自転車の抑止に向け、啓発活動を進めるとともに、富士見市との協議により駅周辺の放置自転車の整理・撤去や駐輪場対策等を効果的かつ効率的に推進します。

⑤ 三芳スマートICのフル化整備【道路交通課】 **重点プロジェクト**

三芳スマートICのフル化に向けて、NEXCO東日本との共同で整備を進めます。また、整備と併せて、交差点改良を中心としたアクセス道路の改良など必要な安全対策を実施し、交通結節点としての新たな利用しやすい交通環境を実現します。

⑥ 統一的なサインの整備と適切な誘導【道路交通課/観光産業課】 **重点プロジェクト**

交通安全対策や渋滞緩和、観光案内など、三芳スマートIC利用者や観光客を適切に誘導するわかりやすい統一的なサインを整備します。

●関連計画

計画名	計画期間
交通ビジョン	平成 26 年度～令和 6 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
三芳スマートIC利用者数	5,609 台	➡	7,200 台
公共交通の整備についての満足度 (住民意識調査)	15.2%	➡	20.0%

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

5) 交通安全

◆◆現状◆◆

近年町内の交通事故(人身)発生件数は、多くの交通安全関係者による啓発活動の成果もあって、概ね減少傾向にあります。しかし、交通量の増加や交通手段の多様化が進んでいることから、重大事故にいたるケースもあります。町では、交通安全推進団体や警察との協力により、自転車の安全利用の推進や、子ども・高齢者の事故防止等を重点対策として、町内保育所(園)、小学校、高齢者団体などを対象とした交通安全教室の開催や子ども自転車免許制度の実施など、啓発や教育を進めてきました。

また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループでは、小学校通学路を踏査して「安全安心マップ」を作成・更新し、学校や地域と情報を共有して、啓発に効果を上げています。

このほか、平成30年度(2018)現在19名の交通指導員が小中学校通学路のべ24か所で登下校時に立哨指導を実施し、通学路の安全確保に努めています。

また、交通事故を防止し、安全安心な交通環境を実現するため、地域の事情を考慮しながら交通安全施設を整備しています。

◆◆課題◆◆

交通安全の教育や啓発については、年齢別や主体別の活動を進める必要があります。とりわけ、多発化傾向にある自転車関連事故の抑止対策が急務となっています。

通学路の安全確保については、今後も、学校・PTA・地域・警察と連携して、子どもの安全を見守るきめ細かな立哨指導に取り組む必要があります。

また、安全安心な交通環境の整備を実現するために、道路状況に応じた交通安全施設の整備を進めることが求められます。

今後の施策



① 交通安全教育・啓発の推進【自治安心課】

交通事故を抑制するため、東入間地区交通安全対策協議会と連携して、対象に応じた体験型や実践型の交通安全教育や啓発活動を推進します。また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループとの協働により「安全安心マップ」の最新化を図ります。さらに、交通安全推進団体やコミュニティ、交通指導員などの活動主体の連携を図ります。

② 自転車の安全な利用の促進【自治安心課】

関係法令の改正を受け、「自転車安全利用五則」等の広報・啓発を重点化するとともに、平成28年に制定した「自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、小学校、高齢者等を対象とした交通安全教室や自転車利用者を対象にした街頭啓発活動を警察や交通安全団体と連携して進めます。

③ 交通指導員の適正配置と通学路の安全確保【自治安心課】

交通指導員の研修の充実と適正な配置に努めます。また、小中学校の通学路において、学校・PTA・地域の協力を得ながら、子どもを見守るきめ細かな立哨指導を実施するとともに、関係課や警察と連携して通学路の安全確保を図ります。

④ 安全安心な交通環境の整備【道路交通課】

安全安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員など、道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。

また、関係機関へ交通規制や信号機等の設置を要請します。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
交通事故(人身)発生件数	137件	130件	125件
交通安全教室参加人数	3,711人	3,800人	3,900人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

6) 防犯

◆◆現状◆◆

都市化やインターネットの普及などが影響し、子どもや高齢者、女性を狙った犯罪が多発し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

町では、行政連絡区や防犯推進委員など地域防犯リーダーの育成を図るとともに、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や啓発看板等の設置、青色防犯パトロール車両(青パト)の運行など、地域との協働で防犯対策を進めてきました。

また、身近な犯罪情報の住民提供や協働のまちづくりネットワークとの協働による安全安心マップの作成・更新などを通じて防犯意識の高揚につなげています。特に、多発する振り込め詐欺等の被害に対しては、ホームページやポスター掲示、青パトによる放送や街頭活動等による予防対策を促すほか、町内における予兆電話や事案発生に伴い、SNS^{*}、地域コミュニティメール^{*}、防災行政無線などによる注意喚起を行っています。

一方で、平成25年(2013)住宅土地統計調査によると、町内の空家は7.7%(うち放置の可能性2.9%)と推計され、管理不全の空家が犯罪を誘発する危険があります。

空家対策については、三芳町空家等の適正管理に関する条例を令和元年(2019)6月より施行し、管理不全の空家の適正化に努めていきます。

◆◆課題◆◆

住民生活の安全の確保に向けて、今後も住民自身の防犯意識を向上させるため住民参加による防犯活動を促進する必要があります。

また、関係機関と連携し犯罪情報を共有するとともに、発生状況をタイムリー^{*}に発信することが求められます。

空家については、その実態の把握と利活用が課題となっています。

^{*}SNS：Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン、パソコン用のサービスの総称。

^{*}地域コミュニティメール：「NPO 法人 安心安全ネットワークきずな」との協働により、住民のニーズに合わせて防犯・防災・地域情報をメールでお届けするサービス。

^{*}タイムリー：時機を得ているさま。

今後の施策



① 防犯体制の充実【自治安心課】

防犯のまちづくり推進条例に基づき、地域防犯リーダーの育成を図るとともに、「見せる防犯活動」を中心とした青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。また、住民の防犯意識の高揚に努め、住民自身による予防を促進して、犯罪を起こしにくいまちづくりを進めます。さらに、犯罪被害者に対する支援制度や専門機関の周知に努めます。

② 防犯関係機関の連携と防犯情報の共有・伝達【自治安心課】

住民生活の安全を確保するため、東入間警察署、東入間防犯・暴力排除推進協議会及び防犯関係の団体・機関と連携して犯罪情報を共有するとともに、重大事案の発生情報を多様な伝達手段を活用してタイムリーに発信し、注意喚起を行います。

また、管理不全の空家については、法令や条例に基づき関係課が連携して対応するとともに、地域の協力を得て実態把握に努めます。

③ 防犯灯の整備【道路交通課】

安全安心でくらしやすい地域社会実現のため、防犯灯の適切な維持管理と拡充を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
町民青色防犯パトロール隊運行回数	101回	130回	140回
防犯灯設置延べ数（LED※化）	3,124基	3,232基	3,304基

※LED：Light Emitting Diode 発光ダイオードの略で、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きい。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

7) 防災・国民保護

◆◆現状◆◆

平成25年度(2013)埼玉県地震被害想定調査においては、首都直下地震よる町内の被害想定は全体的に縮小しましたが、木造密集住宅での火災被害が懸念されています。

町では、東日本大震災後、地域との協働で「地域防災初期行動マニュアル」を策定し、平成26年度(2014)には地域防災計画を全面改訂しました。一方、自主防災組織や消防団等も、地域防災の核として着実に力をつけてきています。要配慮者対策については、災害時要援護者名簿の作成と共有、福祉避難所の指定等を進めてきました。

防災備蓄品は、災害時要援護者や食物アレルギー対策などを考慮した見直しを行う一方、民間事業所との協定を進めてきました。また、情報伝達では、防災行政無線を補完する、SNS、地域コミュニティメール、エリアメール(緊急速報メール)、防災行政無線電話応答サービス等を導入しています。

雨水対策については排水施設の整備が進みましたが、近年、異常気象が頻発しゲリラ豪雨などによる道路冠水や敷地内浸水が発生しています。町内には土砂災害警戒区域等の指定はありませんが、竹間沢東地域は荒川・柳瀬川の洪水時の浸水想定区域となっています。

国民保護については、テロ、ゲリラ攻撃、大規模災害等、国からの緊急情報を迅速に町内放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の保守に努めるとともに、災害時にも活用可能なEm-net[※]通信訓練や安否情報システムの活用訓練を実施しています。

◆◆課題◆◆

防災・減災対策については、ハード面・ソフト面の対策を効果的に組み合わせることが重要です。引き続き地域連携避難訓練等を通じて、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう防災ネットワークを強化する必要があります。一方で、県外自治体や民間事業所との協定、県や自衛隊との連携など、応援・受援のしくみの確立も求められます。

固定系防災行政無線については、難聴地域の縮小、戸別受信機等の導入、データ通信その他デジタル化による効果の拡大が検討課題となっています。

風雪水害も同様に、ハード面の予防対策とあわせて、出動体制や避難勧告などの迅速な対応が求められています。

武力攻撃事態等への対策は、引き続き国・県と連携しつつ、国民保護関連の各種システムの保守と情報収集・伝達訓練等を進める必要があります。

※Em-net：国と地方自治体間の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、緊急情報の双方向通信を行うもの。

今後の施策



① 防災・減災対策の実施と自助・共助・公助の連携強化【自治安心課】

地域防災計画に基づき、地域の減災に努めます。自助として、住民の防災意識の啓発を進めます。共助として、地区防災訓練、自主防災組織、消防団活動等の取組を支援し、避難所連絡会議の定着を図ります。公助としては、各課の防災ハード環境の整備を促すとともに、緊急時に即応可能な庁内体制づくりを進め、消防本部など公的機関との連携を強化します。これら、自助、共助、公助が最大の効果を発揮できるよう、総合的な防災訓練を実施します。

② 災害時要援護者対策の充実【自治安心課】

災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心に、要援護者名簿の登録促進や、避難支援体制の構築その他平時の福祉見守りと連動した要援護者支援のしくみの充実を図ります。

③ 防災拠点及び備蓄資機材の整備と災害情報伝達手段の充実【自治安心課】

指定避難所等防災拠点施設の安全性や生活環境を確保し、避難所の多様性に配慮した避難所備蓄の拡充と適正管理を進めます。また、防災行政無線の難聴地域縮小にむけ、SNS等を活用した災害情報伝達手段の検討を進めます。さらに、災害対策本部の確実な通信ツールとして、IP無線を導入し、災害情報伝達手段の充実を図ります。

④ 広域の応援・受援体制の確立【自治安心課】

大規模災害により町の防災体制だけで対応しきれない状況に備え、県との連携を強化するとともに、他市町村、自衛隊等防災関係機関、民間事業所、災害ボランティア等の外部支援を受け入れやすい体制を整備します。遠隔自治体や公共的団体、事業所等との応援協定の検討など、広域の応援・受援体制の構築を進めます。

⑤ 風雪水害に対する体制強化【自治安心課】

風雪水害時の出勤体制や警戒レベルなどの基準により、関係団体・機関との協力体制を含めた迅速な対応が可能なくみを整備します。一方で、土のうステーションの活用や近隣の助け合いによる除雪など、風雪水害時における共助の取組を促進します。

⑥ 国民保護対策の強化【自治安心課】

武力攻撃事態等の国からの緊急情報を直接住民に伝達するJ-ALERTのほか、安否情報システム、Em-netなどの適正管理及び統一訓練への参加に努めます。

⑦ 業務継続計画の定期的な見直し【政策推進室】

来るべき災害に備え、業務継続計画を定期的にチェックし、非常時の際に適切に運用できるよう定期的に見直しを実施します。

●関連計画

計画名			
地域防災計画	国民保護に関する三芳町計画	地域防災初期行動マニュアル	業務継続計画(地震編)

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
防災行政無線固定系デジタル化整備進捗率	100%	—	—
地域連携避難訓練等参加者数	1,186人	1,300人	1,500人
自主防災組織育成補助金利用団体数	6団体	7団体	10団体

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

8) 消費者行政

◆◆現状◆◆

消費者をとりまく環境は、高齢化の進行やインターネットを使った商取引の普及、消費生活におけるグローバル化など急速に大きく変化し、複雑化しています。それに伴い消費者トラブルや消費者被害も多様化しています。

町では、この多様化し複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実に努めています。

また、近年では振り込め詐欺や架空請求、ワンクリック詐欺^{*}、送り付け商法などの悪質商法が増加しており、行政のみでは被害を防ぐことが難しいため、消費者自身の正しい判断やトラブルの対処法など自ら考え行動できることが重要となっています。

◆◆課題◆◆

消費生活センターをより身近な窓口として認識してもらえるようPRを積極的に進める必要があります。

また、消費者へ適切な情報を提供するとともに、町内の小中学校への啓発講座の実施、啓発パンフレットやグッズの配布などを行い、消費者教育及び消費者意識の醸成を促進する必要があります。

^{*}ワンクリック詐欺：不当料金請求の手法の一つで、アダルトサイトや出会い系サイトなどにパソコンや携帯電話からアクセスすると、いきなり料金請求の画面が表示されるという手口。

今後の施策



① 消費生活相談の充実【観光産業課】

多様化し、複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携して相談体制の充実を進めます。また、消費生活センターを身近な窓口として、さらにPRを行い広く周知を図ります。

② 消費者教育の充実【観光産業課】

自ら正しい判断ができる消費者を育成するために、地域や学校と連携して、小中学生や高齢者等も対象として啓発講座などを実施し、消費者教育の充実を図ります。

③ 消費者意識の醸成【観光産業課】

消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、増加している問題事例などの情報提供を行い、自ら考え行動できる消費者を育成するために、啓発講座の実施、パンフレットやグッズの配布など、消費者意識の醸成を図ります。また、消費者被害防止サポーターを養成し、被害防止の啓発活動を行います。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
消費生活センター利用件数	215件	220件	250件
啓発講座の実施件数	3件	7件	10件

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

1) 行財政運営・改革

2) 公共施設マネジメント

3) 人事管理

4) 広聴広報

5) 情報管理・セキュリティ

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

1) 行財政運営・改革

◆◆現状◆◆

長らく普通交付税不交付団体であった本町は、税収に見合った住民サービスを提供してきました。しかしながら近年は、社会経済情勢の変化などにより税収が伸び悩み、経常経費の増加により財政の硬直化が進んでいることに加え、公共施設の老朽化への対応や、住民の価値観の多様化・高度化等により行政需要がさらに増すものと考えられ、より一層の財源確保や職員の工夫が必要な状況となっています。

そのような状況のなかでも財政の健全化に向けて、新たな歳入の確保や行政運営の効率化に取り組み、PDCAサイクル^{*}の確立と成果を重視した行政評価制度を運用し、適切な行政運営を進めていくよう努めています。

なお、財政の硬直化が進んだ現在でも、普通交付税不交付団体として安定した行政運営を維持しているのは、町税にかかる納税者の高い納税意識により県下でも高い収納率を確保していることも一つの要因と考えられます。

また、広域行政では、効率的で質の高いサービスを提供するため、平成30年(2018)4月に一部事務組合を統合しました。周辺自治体と連携することにより、火葬場や斎場、消防庁舎等の整備など一部事務組合による広域的な取組を推進しています。

◆◆課題◆◆

町政運営については、町の最上位計画である総合計画に基づきながら、確実に実行していく必要があります。

また、将来にわたり持続可能な町政運営を行っていくためには、今まで以上に行財政改革を進め健全な財政運営を行う必要があります。さらに、行政評価制度の適切な運用を行い、成果を重視した政策主導型の行政運営を進めていくことが求められます。

一方で、行政運営の基となる財源の確保として、納税の利便性を高め、町税等の収納率の維持・向上に努める必要があります。

また、マイナンバー^{*}カードによる住民票、印鑑証明書のコンビニ交付を令和元年(2019)8月から実施しましたが、今後、個人情報の保護に配慮しながら、これを活用した行政運営の効率化が必要となっています。

^{*}PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。
Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み。

^{*}マイナンバー：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により平成28年1月から開始された国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。税や年金、雇用保険などの行政手続きに使う「共通番号制度」。

今後の施策



① 総合計画の実行性の確保【政策推進室】

総合計画基本計画の目標等の達成状況について、定期的に進捗を管理していきます。実施に際しては、総合計画策定委員会や総合計画審議会の評価を経ることで、実行性を確保します。

② 健全な財政運営【財務課】 **緊急重点プロジェクト**

財政の健全化に向けた取組に努めます。限られた財源を事業効果、費用対効果等、重要度や緊急度を勘案し、効率的かつ効果的な財政運営を推進します。

③ 行政改革の推進【政策推進室】 **緊急重点プロジェクト**

ふるさと納税、受益者負担の適正化等により新たな歳入の創出に努めます。サービス向上とコストの削減をめざして、積極的に民間活力を導入し、行政のスリム化に努めます。また、行政評価制度を適切に運用し、PDCAサイクルの実施による成果を重視した行政運営を進めます。

④ 税の収納率の向上【税務課】

納税方法の利便性向上をめざし、口座振替の利用促進を図るとともに、電子決済サービス等を使った他の有効な収納方法の導入について、費用対効果を考慮しながら検討します。

⑤ マイナンバーの有効活用【住民課/財務課/政策推進室/総務課】

マイナンバーの活用により、窓口業務の効率化を実施します。マイナンバーカードの普及促進により、各種証明書のコンビ二発行等の拡充や住民サービスの向上、地域活性化等に資する活用について、調査・研究し、導入を図ります。

⑥ 広域連携によるまちづくりの推進【環境課/自治安心課】

構成市と連携し、消防、火葬場、斎場、廃棄物処理施設の適切かつ効果的な運営を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
第6次行政改革大綱	平成30年度～令和2年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成29年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
経常収支比率	95.4%	95%	93%
年度末財政調整基金残高	標準財政規模の 7.5%	標準財政規模の 9%以上	標準財政規模の 10%以上

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

2) 公共施設マネジメント

◆◆現状◆◆

同時期に急速に建設されてきた公共施設については、その老朽化を同時に迎えることから、更新時期が集中することで財政負担が短期的に増大することとなります。更新が果たせないことは、結果的には施設の安全性が損なわれ、安全快適な施設利用に支障をきたし、行政サービスの低下につながります。

このことから町では、公共施設マネジメント基本計画を策定し、①施設の長寿命化、②一部学校施設の地域拠点化、③施設の複合化と機能集約、④効率的な運営手法、⑤公民連携の推進という5つの基本方針を定め、現在、公共施設の劣化の状況を把握し、更新・改修等の時期について検討をしているところです。

平成 30 年度には、公共施設マネジメント基本計画に定める学校施設の地域拠点化の推進に向け、『藤久保地域拠点施設基本構想』を策定しました。

◆◆課題◆◆

公共施設マネジメント基本計画に基づき、更新時期を分散させ、施設の複合化や統合を進めるなど施設配置の適正化を図り、実効性の高い施設更新サイクルを実現させる必要があります。

このことから、公共施設マネジメント第1期アクションプランに基づく進捗管理を行い、投資経費の縮減やマネジメント基金*等を活用した財源の平準化をしていくことが今後の課題となっています。

藤久保地域拠点施設については、事業実現に向け、PPP*/PFI*等の導入可能性調査を行うなど町財政とのバランスを計りつつ検討を進めていく必要があります。

*マネジメント基金：公共施設の保全及び更新に必要な経費の財源に充てるために積み立てる基金のこと。

※PPP：Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスを提供する手法のこと。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。民間の資金や経営能力・技術力を活用した公共施設などの建設や運営などを行う手法のこと。



今後の施策

- ① **アクションプラン・個別施設計画の整備・運用**【財務課/政策推進室/各担当課】
 公共施設マネジメント基本計画を実現するために施設ごとの第1期アクションプラン及び策定予定の個別施設計画に基づき、財政計画との調整を図りながら、計画的に運用します。

- ② **公共施設マネジメントの実現に向けた取組**【財務課】
 公共施設マネジメントを着実に実現するため、マネジメント基金の適切な運用に取り組みます。

- ③ **藤久保地域拠点施設の整備**【政策推進室】
 『藤久保地域拠点施設基本構想』を基に、更に具体的な整備内容や契約スキーム*を検討し、住民や施設利用者の意見を取り入れながら拠点整備の計画を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
公共施設マネジメント基本計画	平成 26 年度～令和 35 年度
第 1 期アクションプラン	令和元年度～令和 10 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 29 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
公有財産（建物）の延べ面積	93,176 m ²	89,075 m ²	↓

*スキーム：計画、企画、体系、枠組みのこと。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

3) 人事管理

◆◆現状◆◆

令和元年度(2019)より第6次定員適正化計画がスタートしました。行政事務執行上必要と考えられる適正な職員数を目標とし、職員の年齢の平準化なども考慮しながら計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めているところです

また、職員の任用にあたっては、行政需要の多様化、高度化に対応するため、令和2年度(2020)より会計年度任用職員制度が導入され、任用、服務規律等の整備を図り、職務の内容、責任の程度や業務の量に応じた多様な任用、勤務形態を行っていくこととなります。さらに、限られた人員の中で効率的かつ効果的に町の業務を執行し、職員の能力開発を効果的に育成するため、平成28年度(2016)より人事評価制度を導入し、能力・実績に基づく指導、育成や職員研修などへ活用を行い、職員の資質向上を目指し、公務効率の向上に努めているところです。

このほか、自治体シンクタンク*である政策研究所「未来創造みよし塾」を設置して、横断的な組織による調査・研究を進めており、都市間競争に対応できる職員の育成や政策形成能力の向上に活かされています。

◆◆課題◆◆

住民ニーズが多様化、複雑化し、さまざまな地域課題が発生しているなか、これらを克服するために柔軟に対応できる組織体制の構築が必要です。しかし、限られた人員の中で効率的かつ効果的に執行していくため、更なる職員の能力開発と組織の活性化を図りながら適正な人員配置を行い、定員管理を進めていく必要があります。

また、働き方改革を推進するために、長時間労働の是正の取り組みや、会計年度任用職員制度の導入による多様な任用、勤務形態を実施し、労働環境の整備も行っていく必要があります。

人材育成については、職員の能力、実績に基づく人事管理を行っていくため、人事評価制度の更なる資質向上を図り、実施状況の検証や制度の見直しも検討していく必要があります。

*自治体シンクタンク：幅広い分野にわたる課題や事象を対象とした調査・研究を行い、結果を発表したり解決策を提示したりする研究機関のこと。

今後の施策



① 定員管理の適正化【総務課】

第6次定員適正化計画に基づき、職員の年齢構成の適正化を考慮し計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めます。

② 能力と実績に基づく人事管理の徹底【総務課】

人事評価制度の導入による能力・実績に基づく人事管理の更なる徹底を図ります。

③ 人材育成の推進【総務課】

人材育成基本方針に基づいた人材育成システムを構築し、職員として求められる能力開発や資質の向上を図り、計画的かつ効果的に人材の育成に努めます。

④ 政策形成能力の向上【政策推進室】

政策研究所等を活用し、職員が将来的なまちづくりや現状の課題に対して、さまざまな角度から調査・研究し、政策を立案することで政策形成能力の向上を図ります。

●関連計画

計画名	計画期間
第6次定員適正化計画	令和元年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
職員数	278.6人	277.8人	277.0人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

4) 広聴広報

◆◆現状◆◆

「広報みよし」や町ホームページなどを通じて、適切かつ積極的に町の行政情報や生活情報を提供し、町政への理解を促進するとともに、住民との情報の共有化を図り、開かれた町政を推進しています。

また、スマートフォンのアプリ*を使い写真が動き出すAR(拡張現実)を導入するなど、住民の町政への関心を高めるための工夫をしています。

従来の「広報みよし」の企画・デザイン・写真に加え、これらの新たな取組が評価され、平成27年度(2015)全国広報コンクールで最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞しています。

町ホームページでは、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用し、町の動きをわかりやすく伝えて、タイムリーに情報提供を行っています。

朗読ボランティアや点字ボランティアの協力により視覚障がい者に、「声の広報」や「点字広報」をそれぞれ作成し配布しています。

広聴活動としては、パブリックコメントや「まちづくり懇話会」「出前町長室」「町長への手紙・メール」などで住民の意見を把握し、町政に反映していく取組を進めています。

◆◆課題◆◆

「広報みよし」を幅広い世代に読んでもらえるよう、より一層充実させていく必要があります。

今後も社会状況の変化に合わせ、さまざまなICTを活用し、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう、情報発信体制を充実させていくことが課題です。

広聴活動については、今後も多様な手段を用いながら住民の意見を把握し、町政に反映していくよう努める必要があります。

*アプリ：アプリケーションソフトの略。特定の用途や目的のために作られた、コンピューターのソフトウェア。

今後の施策



① 「広報みよし」の充実【秘書広報室】

「広報みよし」を多様な世代に楽しく読んでもらえるよう努めます。また、若年層など未読世代や多忙な人にも読んでもらうため、スマートフォン用アプリなど、ICTを活用した情報発信に努めます。

② 情報発信の充実【秘書広報室】

社会状況の変化に合わせ、ホームページやテレビのデータ放送などのさまざまなICTを活用して、多角的に迅速かつ正確な情報提供ができるよう、情報発信体制を充実させます。また、多言語対応に取り組むことで、国際化が進む社会情勢の中で、優位性の高い情報発信に努めます。

③ 広聴活動の充実【秘書広報室/政策推進室】

パブリックコメントや「まちづくり懇話会」「出前町長室」「町長への手紙・メール」などを積極的に行い、住民の意見を町政へ反映させます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
ホームページアクセス数 (広報みよしページ)	92,509件	95,000件	100,000件

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

3 効率的で質の高い行政サービスの提供

5) 情報管理・セキュリティ

◆◆現状◆◆

町では、住民の町政への参加を促進することを目的として、情報公開制度を導入し、開かれた町政を進めてきました。広報紙やホームページを通じて、行政各分野の計画や各種制度のしくみ、財政情報などを公開しています。さらに、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、審議会などの公開も行っています。

また、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ[※]対策、安全なインターネット環境の維持管理を図ってきました。

公文書に関しては、現在ファイリングシステム[※]の維持管理を行っています。より効率的な公文書管理に資するため、公文書のデータベース[※]を作成し、また、例規集データベースをバージョンアップ[※]し、より利便性の高いものとししました。

◆◆課題◆◆

開かれた町政を進めるため、今後、さらに住民が必要とする行政情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の普及や活用を促進させる必要があります。

情報セキュリティ対策については、今後においても、外部からの脅威に対する安全の確保、不正操作等作為的事象への対策等安全の確保に努める必要があります。

マイナンバー法の施行により、公文書のさらなる適正管理が求められることや、公文書等の管理に関する法律により、文書保存年限を終了した公文書の取扱いについて、廃棄するか歴史的公文書とするかの判断が求められることから、その取扱いが課題となっています。

※セキュリティ：情報システムをとりまくさまざまな脅威から、情報資産を機密性・完全性・可用性の確保を行いつつ、正常に維持すること。

※ファイリングシステム：情報を効率的に管理するための仕組み。情報の整理や活用の仕方、取捨選択方法なども含まれる。

※データベース：特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

※バージョンアップ：ソフトウェアやハードウェアにおいて、新しい機能の追加やバグの修正、仕様の変更などにより改良や改善が加えられ機能が強化されること。

今後の施策



① 情報公開の推進【総務課】

住民が求めている情報、知りたい情報の提供を住民の立場に立ち積極的に情報発信していくとともに、個人情報の保護等とのバランスを考え、情報公開条例に基づいた情報提供の推進に努めます。

② セキュリティ対策【財務課/各担当課】

個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理の強化と重要データの保護等、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

③ 公文書の適正管理【総務課】

公文書のさらなる適正な管理に努めるとともに、公文書管理法の施行に伴い歴史的価値のある公文書の取扱いについて検討を進めます。

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

- 1 自然環境や景観を活用した
観光と地域ブランドづくりの推進**
- 2 活力と賑わいのあるまちづくり**
- 3 快適で接続可能な環境基盤の整備**

1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

1) 自然環境保全と景観形成・緑化

2) 地域イメージの形成

3) 観光・地域ブランド

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

1) 自然環境保全と景観形成・緑化

◆◇現状◆◇

町には、住民にとって誇りの源泉となっている平地林や三富新田などの特徴的な緑地があります。新たに策定された緑の基本計画に基づき、こうした自然環境と農地を保全活用し、良好な景観を形成するとともに、緑に恵まれた公園や街路樹の整備、緑化などを増進し、緑と魅力にあふれる景観や快適で持続可能な環境基盤の形成をめざしています。

また、藤久保の平地林が県の緑のトラスト保全第14号地に指定され一般公開となるなど、町の平地林の価値が高まっています。町としても平地林を町有地として確保しており、県との連携を強化しながら、緑の保全、緑化の推進に努めています。

◆◇課題◆◇

近年は市街化調整区域での開発が進行するなど、有効な緑地保全策を構築することが急務となっています。そのため、緑地保全に努めるエリアの明確化や建築行為などを制限し、緑地保全につなげる制度景観条例などの規制が必要となっています。

平地林の整備活動については、国、県、企業、地域住民等と連携を図りながら保全していくことが求められます。また、緑化条例などの規制について検討する必要もあります。

また、優れた自然環境を後世に残し広く住民へ公開するために、緑のトラスト保全整備事業を引き続き推進していくことが求められます。

さらに、けやき並木通り(いも街道)の景観整備や観光化など、街路樹の整備や緑化活動を促進させ、緑にあふれる景観づくりを進めていくことも必要です。

今後の施策



① 平地林の整備と景観形成【環境課】

国や県の補助事業を活用し、萌芽更新等平地林の整備を推進します。また、行政、企業、地域住民、ボランティア団体等で協力し平地林の整備活動を推進します。並びに良好な自然環境となるよう緑地条例や景観条例等により調和のとれた景観形成を検討します。

② 緑のトラスト保全整備事業の推進【環境課】 **重点プロジェクト**

平地林を公有地化し、優れた自然環境を後世に残し広く住民への公開を継続します。そのため、保全地内の散策路や木柵の設置等の整備事業を推進します。また、緑の保全と推進のための寄附金を町内企業、地域住民等から引き続き広く募集し、トラスト保全地の取得、整備、保全、管理等の推進を図ります。

③ 緑化の推進【環境課】

緑化推進協議会を中心とした、行政連絡区単位の花植え活動や緑化活動を、行政、企業、各種団体、住民等との協働により推進し、緑にあふれる景観づくりに努めます。

④ 緑地の活用と人材育成【環境課】

緑地の活用や保全について子どもから大人までが参加できる緑地活用プログラムや緑地ボランティア等の拡大並びに専門家の育成に関するプログラムを推進します。

●関連計画

計画名	計画期間
緑の基本計画	令和2年度～令和21年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
保存樹林の指定	4.7ha	5ha	➡
萌芽更新	—	0.6ha	1.0ha

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

2) 地域イメージの形成

◆◆現状◆◆

急激な少子高齢化、人口減少社会のなかで「選ばれるまち」になるためには、町の良好なイメージを町内外に発信し、魅力ある地域イメージの形成を図る必要があります。このことから、町では広報紙や町ホームページ等を通じて町内外に積極的に情報を発信してきました。

特に、これまで、町のイメージである「緑」や「自然」、町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」を活用し、親しみやすい町のイメージづくりを形成してきました。

また、ロケーションサービス*として、庁舎周辺の公共施設を利用したテレビドラマや映画などにおける撮影の協力、支援などを行っています。

さらに、シティプロモーション*活動については、調査、研究の段階から、実践の段階に進めていくこととなります。動画によるプロモーションや世界に「三芳」の魅力を発信するなど、新たな展開に取り組んでいきます。

ふるさと納税は、寄附者の謝礼品に町の特産品や6次産業品、町内企業の工業製品等を活用することで町のPRや寄附額の拡大を推し進めています。

◆◆課題◆◆

魅力ある地域イメージの形成を図るため、積極的にシティプロモーション活動に取り組むことで、情報人口や交流人口の増加を図り、ひいては、定住人口の獲得につなげていくことが必要です。

ふるさと納税については、今後においても、町の特産品等をPRし、地域活性化のツールのひとつとして、協力いただいている地元事業者と連携し、町ならではの取組を進めていくことが求められています。

ロケーションサービスについては、ロケーション地のデータベースの構築や情報提供を拡大し、さらに、町の魅力をアピールしイメージアップを図る必要があります。

三芳町の認知度や関心を高めるために、より質の高い情報発信や、住民がまちへの誇りを持つことができるように町の魅力を町内外に広めることが必要です。

今後も、住民が町に誇りや愛着を持てるような機会を設けるとともに、町の魅力やマスコットキャラクターを活用しながら町外に向け広くPRし、地域イメージの向上を図る必要があります。

※ロケーションサービス：映画やドラマなどの撮影をスムーズに進めるため、ロケ地に関するさまざまな情報の提供や公共施設の使用などを支援するサービス。映像を通して地域の魅力を発信し、広くPRしていくもの。

※シティプロモーション：住民の愛着度の形成や知名度の向上、経営資源の獲得を目指す活動など、多方面に広がっていく能動的な活動。

今後の施策



① シティプロモーション活動の推進【秘書広報室/観光産業課】

町への愛着意識の向上をめざし、町内外に向けて三芳町の魅力を広めるため、SNSの活用や広報みよしの充実、電子アプリを活用する一方、ドローンを使った動画によるシティプロモーションなど、新たな展開を行い、質の高い情報発信とプロモーションを進めていきます。

② ふるさと納税の推進【政策推進室】

町を応援しようとする人から広く寄附金を募り、町の事業に活用していきます。町の魅力や地元特産品等をPRし、地元産業の活性化を図ります。実施にあたっては返礼品の拡大に努め、地元事業者や企業との連携を深めます。

③ ロケーションサービス事業の推進【観光産業課】

町を舞台とした映像をとおして、町の魅力を積極的にアピールし、イメージアップにつなげていきます。庁舎等公共施設をロケーションとして使用する場合の規定等の整備を行います。

④ 地域イメージの向上【秘書広報室】

適切かつ積極的に町の行政情報や生活情報を提供し、町政への理解を促進するとともに、住民との情報の共有化を図ります。また、町の魅力や住民の顔が見える、地域に密着した記事などを提供し、住民が町に誇りや愛着を持てるような機会をつくり、町内外に向けてPRし広く情報発信します。

⑤ マスコットキャラクターの活用【観光産業課】

町のマスコットキャラクターみらいくん・のぞみちゃんを活用して、町内外で行われる各種イベントへ積極的に参加し、町の魅力を広くPRします。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
町への愛着度 (住民意識調査)	64.4%	▲	80%
定住意向 (住民意識調査)	81.9%	▲	90%
ふるさと納税の商品数	224点	202点	254点

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進

3) 観光・地域ブランド

◆◇現状◆◇

グローバル化※の進展やアジアを中心とした国際観光需要の増加により、観光振興の重要性が高まっています。

また、観光の形態は多様化し、今までの「見る観光」から「体験交流型の観光」に変化し、地域の人との交流を求める需要も増加しています。

町では、「三富新田」「富の川越いも」をはじめ「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源のブランド化を進めるため、けやき並木通り(いも街道)、竹間沢こぶしの里を中心に整備を行いました。

また、産業祭や世界一のいも掘りまつり、体験落ち葉掃きなどの各種イベントをとおして町の魅力を広く発信し、かつ都市住民との交流を促進しています。地域で活動している団体と連携し、観光情報ページ、観光産業課フェイスブックなどでの情報発信を進めて広範囲にPRし、認知度の向上を図っています。

◆◇課題◆◇

町内には、「三富新田」「富の川越いも」をはじめ「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源が存在しますが、面的な広がりには限られ、認知度不足が課題となっています。

町の観光資源をさらに活かし、地域ブランド※化を図ることで町の魅力を高め、活力あるまちづくりが求められています。

生産者などによる農産物の加工・販売・流通への展開や、企業、団体等による生産者と連携した新商品の開発や加工などの6次産業化の取組も期待されており、観光や体験など、町ならではの付加価値を加えた6次産業化の取組が必要です。

※グローバル化：社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと。

※地域ブランド：その地域に存在する自然、歴史、文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域に自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等に共感、愛着、満足度をもたらすもの。

今後の施策



① 観光拠点の連携【観光産業課】

「いも街道」中心部に位置する旧島田家住宅、ほたる観賞の拠点となる歴史民俗資料館、日本農業遺産の学習の場として整備した庁舎7階など、それぞれの観光拠点を連携させ、面的な広がりをもたせるとともに、年間を通じ、各種イベント、収穫体験、歴史散策するにあたっての利便性の向上と観光客の増加を図ります。

② 観光資源のブランド化【観光産業課】 **重点プロジェクト**

「日本農業遺産」「三富新田」「富の川越いも」「菜の花」「ほたる」「そば」といった観光資源のブランド化を図るため、産業祭や世界一のいも掘りまつり、体験落ち葉掃きなどの各種イベントの開催をとおして地域で活動している団体との連携を強めるとともに、SNS等を使った情報発信を積極的に行い、町の観光資源の認知度向上を推進します。

③ 6次産業プラスの推進【観光産業課】 **重点プロジェクト**

生産者などによる農産物の加工・販売・流通への展開や企業、団体等と生産者などとの連携による新商品の開発や加工などの6次産業化に、町ならではの観光や体験などをプラスし、支援していきます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
観光入込客数	82,240人	90,000人	110,000人

2 活力と賑わいあるまちづくり

1) 農業振興

2) 工業振興

3) 商業振興

4) 勤労者対策

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

2 活力と賑わいあるまちづくり

1) 農業振興

◆◆現状◆◆

町の農業は、都心から30キロ圏内にある畑作中心の都市農業として、生産農家の努力により県内有数の農業生産額を上げています。代々農家は、武蔵野台地の赤土に堆肥などの施肥を行い、作物が豊かに実る大地へと地道に土づくりを行ってきました。高品質な葉物・根菜類や狭山茶、蕎麦など、みよし野菜に関する流通市場の評価は高く、立地条件の良さから多様な販売方法を選択することができ、直売所や庭先販売による直接販売において、その需要が伸びています。また、平成29年(2018)3月には、三芳町で360年以上にわたって続けられてきた伝統農法である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が日本農業遺産に認定されました。これを契機に、さまざまな取組を推進しているところです。

◆◆課題◆◆

現在、専業農家率、後継者率とも埼玉県内トップクラスですが、50年、100年後も継続していくためには、高齢化、労働力不足、後継者難、耕作面積の維持困難などの問題も懸念され、後継者と新規就農者の育成・支援・魅力ある地域農業発信は欠かせません。また、農業に関する問題は地域ごとに異なるため「人・農地プラン」の実質化が必要となります。

平地林の育成と落ち葉堆肥を利用した伝統農法は、高品質な農業生産を支え、営農による景観形成や自然環境の維持・保全、地域住民の憩いなど自然環境にも配慮した優れた農法といえます。この農法を世界に発信しつつ、住民への理解や啓発を進め、伝統農法を維持するための平地林の適正管理を推進するとともに、相続税対策として平地林を売却せざるを得ない問題等に対して、国・県に訴え続けなければなりません。

なお、農作物への鳥獣被害対策にも、今後さらに調査・研究し効果的な対策を講じる必要があります。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

今後の施策



① 農業遺産の推進【観光産業課】

平地林の育成と落ち葉堆肥による循環型農法を未来につなげるため、日本農業遺産の推進と世界農業遺産の認定を目指し、その持続的な活用を推進します。

② みよし野菜のブランド化と都市農業の推進【観光産業課】

みよし野菜の知名度の向上、一般消費者への消費拡大を図るためイベントを実施します。また、都市農業としての利点を活かした6次産業プラスを実施し、観光、教育、環境等の面から幅広く地域農業のPRを行い農産物の高付加価値化を図ります。

③ 農業・農村の多面的機能による農業振興【観光産業課】

農業の多面的機能を向上するため、地域住民と地域活動組織により農地の維持や景観、自然環境の保全を図ります。

④ 農業改善事業の推進【観光産業課】

効率的かつ効果的な農産物の安定的な生産のために、農業の近代化(機械化)や施設整備などの農業環境整備を図ります。

⑤ 環境保全型農業の推進【観光産業課】

減農薬・減化学肥料による農業を推進し、伝統的な落ち葉堆肥による農法の拡大を図ります。

⑥ 後継者と担い手農家の育成【観光産業課】

全国でも評価の高い農業技能の持続可能性を高めるため、新しい感覚を持った次世代農業者や女性農業者等、多様な担い手となる後継者や新規就農者を支援します。また、農業者の意向を把握しながら「人・農地プラン」を実質化し、地域特性に応じた支援を展開します。

⑦ 農地の有効活用【観光産業課】

農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業委員会等関係機関と連携し、農地の集積と集約化を視野に入れた、耕作放棄地の減少や遊休農地対策を推進します。

⑧ 農作物への鳥獣被害対策【観光産業課】

農作物への鳥獣被害を防止するため、関係機関と連携しながら調査・研究し、効果的な対策を積極的に推進します。

●関連計画

計画名	策定年
人・農地プラン（北永井）	平成 24 年
人・農地プラン（上富）	平成 26 年
人・農地プラン（藤久保・竹間沢）	平成 28 年

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
認定農業者*数	116 人	118 人	120 人
経営耕地面積	378ha (H27) *	➡	➡

※出典／農林業センサス

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

2 活力と賑わいあるまちづくり

2) 工業振興

◆◆現状◆◆

生産機能の海外移転など、産業の空洞化が進んでおり、企業をとりまく環境は厳しい状況が続いています。

町には、関越自動車道などの恵まれた交通立地条件を背景に、物流関連を中心とした企業が多くあります。しかしながら、近年の景気の低迷などから、事業所数は伸び悩みの傾向にあります。また、圏央道開通に伴い流通の変化も起きています。平成 29 年度(2018)には、都市計画の見直し(容積率の緩和)により、既存企業の施設更新を促し、企業の生産性の向上を図りました。

一方で、企業は震災などの災害に強い立地や雇用の確保を求めており、町は双方において優位性をもっています。

◆◆課題◆◆

中小企業をとりまく経営環境が厳しい状況のなか、経営の安定化を図るため商工会との連携強化を推進し、制度融資や国、県等の各種制度の有効活用を図り、企業経営の強化を促進することが求められます。

また、多方面にわたるビジネスチャンスの拡大と新分野への事業展開などを促進し、地域における企業への理解と相互関係の向上を目的として、さまざまな機会を通じて情報交換の場や地域交流を促進する必要があります。

さらには、三芳スマートICのフルインター化に伴う新たな交通網を活用した既存企業の留置と新規企業の誘致を促進させることが必要です。

今後の施策



① 経営力の強化【観光産業課】

中小企業の経営の安定化を図るため商工会との連携強化を推進し、制度融資や国、県等の各種制度の有効活用を図り企業経営の強化に努めます。

② 企業・地域間交流の促進【観光産業課】

多方面に渡るビジネスチャンスの拡大と新分野への事業展開等を促進し、地域における企業への理解と相互関係の向上を目的として、さまざまな機会を通じて情報交換や地域交流の場をつくります。

③ 三芳スマートIC周辺の整備【道路交通課/都市計画課/上下水道課】 **重点プロジェクト**

三芳スマートICの整備と併せ、生産・流通拠点の整備として、幹線3号線みどり共生産業ゾーンやその周辺のアクセス道路、インフラ等の整備を実施していきます。これにより、新規優良企業の誘致や既存企業の留置を図ります。

④ 企業の誘致促進【都市計画課】 **緊急重点プロジェクト**

埼玉県の企業誘致政策と連携しつつ、企業や民間デベロッパー※の動向を積極的に情報収集し、優良企業の誘致を推進します。誘致にあたっては、「自然災害が少ない町」などの町の地理的優位性をアピールし誘致拡大につなげます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
事業所数 (第二次産業)	541 事業所※	➡	➡

※出典/経済センサス

※民間デベロッパー：資本の大きな不動産会社、ゼネコンなど土地開発業者。

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

2 活力と賑わいあるまちづくり

3) 商業振興

◆◆現状◆◆

近年、インターネット販売、産地直送等により、商業環境がますますの多様化し消費者ニーズも多様化しています。また、郊外型大型小売店舗の進出などにより、商業構造が変化し、地域間競争が激化しています。

町においても、量販店の進出や消費者の低価格志向、個人商店の客離れなどを背景に、商店数、従業員数とも減少し、商店街の空洞化が進行しています。このようなことから町では、商店会や商工会と連携のもと、商店街活性化に向けた取組を支援しているところです。

◆◆課題◆◆

商業の均衡ある発展を図るためには、商業団体の育成強化は不可欠であり、大型店と既存商店との共存共栄をめざした商業基盤の整備が課題となっています。

また、賑わいや交流の生まれる商業拠点が少ない状況であり、今後においては、情報発信や地域と地域が連携し活力のある地域づくりを行うための地場産物の販売等新たな商業機能を持つ拠点の創出が求められます。

経営の改善、安定化や商業の健全な発展に向けて、関係団体との連携強化、担い手の育成などが課題となっています。

今後の施策



① 商店街活性化の促進【観光産業課】

商店会、商工会との連携のもと、商店街活性化に向けた取り組みの促進に努めます。

② 新たな商業拠点の創出【道路交通課】 **重点プロジェクト**

三芳パーキングエリアの周辺における「(仮称)三芳バザール賑わい公園構想」を平成30年度に策定し、実現可能性について検討を進めます。

③ 担い手の育成支援【観光産業課】

商業の健全な発展と経営基盤の強化に向け、商工会等関係団体と連携し、各種資金融資制度や国・県等の各種制度の有効活用を推進し、経営の改善や安定化を支援します。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成26年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
卸・小売業事業所数	332 事業者*	➡	➡

※出典／経済センサス

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

2 活力と賑わいあるまちづくり

4) 勤労者対策

◆◇現状◆◇

近年、若年層の就業率の低迷や非正規雇用労働者の増加、就労意識があっても定職に就くことができない人が増加しています。また、女性の子育て世代における就職への悩みや高齢者の就業希望の高まりなど、若者だけでなく勤労者全体の就職難が社会問題となっています。

町では、公共職業安定所などの関係機関との連携を強化し、求人情報の提供や再就職の援助、雇用の拡大、職業能力開発への支援など、さまざまな就業支援に取り組んでいます。

また、住宅支援事業の実施など、勤労者の安定した生活と福祉の向上に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、若年層の価値観の多様化にともない勤労意欲や就労形態も多様化しています。また、高齢者の社会参加や勤労意欲の高まりも目立ち始めていることから、町では、勤労者に向けて、各種セミナーを実施し就労意欲の醸成を図っています。

◆◇課題◆◇

就業支援については、就業に関する相談や情報提供のための体制をさらに充実させていく必要があります。

また、勤労者が安心して生活をおくることができるように制度の充実を図るとともに、自立した勤労者を増やしていく必要があります。

さらに、子育て世代の女性の再就職希望者や働きたい高齢者などさまざまなライフスタイルに合わせて就労支援施策に取り組む必要があります。

今後の施策



① 就労支援の充実【観光産業課】

公共職業安定所などの関係機関と連携して求人情報を提供し、再就職の援助や雇用の拡大に努めるとともに、職業能力開発への支援、就業に関する相談、情報提供体制の充実等に努めます。

② 勤労者生活安定対策の充実【観光産業課】

住宅支援制度の実施など、勤労者の生活安定と福祉の向上が図られるよう、融資制度の周知や活用促進を図ります。

③ 勤労意識の醸成【観光産業課】

若者層の勤労意欲の多様化などに対応するため、勤労者や経営者に対する各種セミナーを実施し、就労意識の醸成を図るとともに、勤労者の自立に向けた支援に取り組みます。

④ 高齢者や子育て世代の女性の就労等社会参加システムの構築【観光産業課】

働く意欲のある高齢者や子育て世代の女性の就業等地域社会に参加する場を確保していくため、就業ニーズと地域社会の雇用ニーズをマッチング*させる仕組みづくりを研究します。これにより、多様な機関や企業と連携し、就業等社会参加に関する情報提供やコーディネート*をする体制を構築していきます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成27年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
就業者数	17,934人*	→	↗
就業率	53.9%*	→	↗

*出典／国勢調査

*マッチング：複数の条件を結び付けること。

*コーディネート：物事を調整すること。間に入ってまとめること。

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

1) 公害・地球温暖化対策

2) 循環型社会形成

3) 環境美化

4) 上水道

5) 下水道

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

1) 公害・地球温暖化対策

◆◇現状◆◇

町では、環境汚染状況の現状と動向を把握するため、ダイオキシン類測定調査、環境大気調査、河川水質調査、道路交通騒音測定調査、地下水調査などの環境調査を定期的を実施し、町内の生活環境の把握に努めています。

また、地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行っています。

再生可能エネルギー^{*}の導入については、地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出しない環境にやさしいエネルギーである太陽光発電システムに対し、設置費用の一部を助成しています。

さらに、事業者により公共施設や学校の屋上に太陽光パネルを設置し、発電状態が見られる仕組みにすることで、環境教育に役立てているところです。

◆◇課題◆◇

今後も公害に関する苦情として、騒音・悪臭等に関する苦情が寄せられた場合は、発生源を調査し問題の解決に努める必要があります。

また、家庭や事業所などの節電の啓発活動や町の事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー導入を促進するなど、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

さらに、学校などの公共施設に設置した自然エネルギー発電システム等を通じた環境教育に取り組んでいくことが求められています。

^{*}再生可能エネルギー：エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。太陽光、地熱、水力、風力など。

今後の施策



① 公害等の環境問題への対応【環境課】

公害、放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図ります。

また、住民が安心して暮らせるよう、大気、水質、土壌、ダイオキシン等の環境調査を定期的かつ継続的に実施し、常に町内の環境状態を的確に把握し、その情報を公開します。

② 地球温暖化対策の推進【環境課】

家庭や事業所における自動車のアイドリング・ストップ*やエアコンの適正な温度設定など節電を奨励し、地球温暖化防止の啓発活動を推進します。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業の実施にあたって、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

③ 再生可能エネルギーの普及【環境課】

太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入を促進し、その普及を図ります。

④ 環境教育の推進【環境課】

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりについて住民の理解を深めるため、環境教育の推進に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
地球温暖化対策実行計画	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
公共施設の温室ガス排出量	2,192.72t-CO2	2,159.83t-CO2	2,094.05t-CO2

*アイドリング・ストップ：自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないこと。また、停車時にエンジンを停止させること。

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

2) 循環型社会形成

◆◆現状◆◆

廃棄物の発生量は年々増加しており、ごみの減量化が大きな課題となっています。これらの問題を解決するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄にいたるまでの資源の効率的な利用やリサイクル^{*}を進めることが求められています。町では、循環型社会の形成に向けて、資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、廃棄物の減量化を推進しています。

平成 28 年(2016)10 月に三芳町・ふじみ野市の共同による広域ごみ処理施設である環境センターが建設されました。環境センターでは、ごみ処理を効率的かつ効果的に実施し、これに伴う高効率なエネルギー回収及び資源回収を実現し、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、計量施設、余熱利用施設の循環型社会形成を推進する施設として運営されています。

また、町では、計画的なごみ処理を推進するため平成24年度(2012)から一般廃棄物処理基本計画により、事業所ごみ分別の強化などの施策事業を実施しています。

◆◆課題◆◆

循環型社会の形成に向けて、引き続き住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図るとともに、資源の再利用・リサイクルを推進していく必要があります。

また、環境センターを効率的かつ効果的に運営するため、分別収集の計画の見直しが必要となっています。

^{*}リサイクル：「再循環」を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

今後の施策



① ごみ減量の意識啓発と再利用の推進【環境課】

住民や事業所に対して「限りある資源の大切さ」の意識啓発を図り、循環型社会の形成のため、資源の再利用やリサイクルを推進するとともに、粗大ごみの収集を一部有料化し、廃棄物の発生抑制や減量化を促進します。

② 計画的なごみ処理の推進【環境課】

ふじみ野市との共同による環境センターにおいて、ごみの分別収集の計画を見直し、円滑なごみ収集を行います。また、一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的なごみの分別回収処理の推進に取り組みます。

●関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	平成 24 年度～令和 3 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
一般廃棄物のリサイクル率	21%	26%	28%

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

3) 環境美化

◆◇現状◆◇

町は、都心に近い位置にありながら、武蔵野の面影を残す平地林が広がり、緑豊かな環境に恵まれています。一方で、人目にふれない場所も多いことから、山林や道路などへのごみの不法投棄やポイ捨ても多く見受けられます。

そこで、住民との協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を確保するため、平成 28 年(2016)に「三芳町をきれいにする条例」を制定しました。

現在は、行政区・自治会・ボランティア団体が自主的に環境美化地域清掃活動を実施しており、廃棄物の撤去を行っています。また、看板設置により、ごみの不法投棄・空き缶などのポイ捨てなどの予防を図っています。

◆◇課題◆◇

「三芳町をきれいにする条例」に基づき、引き続き住民と協働で町を清潔できれいに保ち、安全で快適な生活環境を確保し、住民の環境美化意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、きれいなまちづくりを推進するために、環境美化地域清掃活動を引き続き実施するとともに、住民と行政の協働でのパトロール等の監視機能を強化するなど、ごみ不法投棄対策の強化が必要となっています。

さらに、近年問題視されている、適正な管理が行われていない空家等の衛生や景観面について、必要な対策を講じていく必要があります。

今後の施策



① 環境美化の推進【環境課】

「三芳町をきれいにする条例」により、住民とともに、清潔できれいな町にし、安全で快適な生活環境を確保する活動を実施します。また、犬のふんの散乱及び路上喫煙などの防止対策の強化を図るとともに、環境美化活動により多くの住民参加を促し、継続して住民の環境美化意識の高揚を図ります。

さらに、空家等の対応については、法令等に基づき衛生面や景観面の対策を講じていきます。

② ごみ不法投棄対策の強化【環境課】

ごみの不法投棄を禁止する看板を設置するなどの対策を講じます。また、住民と行政の相互協力体制の充実を図りつつ、パトロールなどの監視機能を強化し、ごみの不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。

③ 環境美化地域清掃活動の実施【環境課】

環境美化地域清掃活動を実施し、よりよい環境を創造するとともに、環境美化活動を通じ環境問題に対する認識を深め、清潔できれいなまちづくりを推進します。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
環境美化地域清掃活動参加者数	1,748人	2,000人	2,000人

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

4) 上水道

◆◆現状◆◆

町の水道水は、地下水が約3割で、県水*が約7割を占めています。県では、荒川上流部や利根川上流部にダム整備を行い、水源の確保に努めています。また、町では渇水時や災害時の自己水源の確保が求められることから地下水を飲料水として利用しています。

また、水道水の安定供給のために、平成25年度(2013)で浄水施設の耐震化を完了しました。さらに、非常時に飲料水の迅速な確保や水道施設の早急な復旧を図るため、井戸の改修工事や配水管の耐震化を行っています。また、災害備蓄資材の充実や初動体制の確立など、即時対応できるよう災害対策を推進してきました。

◆◆課題◆◆

今後は、安全で安定した給水を堅持するために、浄水場、町の井戸、配水管等の水道施設を計画的に整備することで水質管理を充実させるとともに健全で効率的な水道事業の運営に努める必要があります。

また、渇水時や災害時などの水源としても活用できるよう、引き続き井戸の改修と導水管*の耐震化を進めるなど、災害に強い水道供給システムの構築が課題となっています。

*県水：埼玉県営水道(埼玉県企業局)が河川の水を浄化して市町村に給水(有料)している水道水。

*導水管：井戸から浄水場へ地下水を送る管。

今後の施策



① 水源の確保と有効利用【上下水道課】

渇水時や災害時などの水源としても活用できるよう、取水井戸管内部の清掃点検や取水ポンプの維持管理に努め、地下水の揚水量を確保します。

② 維持管理と災害対策【上下水道課】

住民の生活を守り、安心して水道を利用できるよう、水道供給施設の計画的な維持管理や更新を実施し、常に安定的な水道水の供給に努めます。また、配水管の耐震化等により、災害に強い水道供給システムの構築を図ります。

③ 水道経営の健全化【上下水道課】

常に安定的な経営をめざして、事務事業の効率化を図り、経営の健全化に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
三芳町水道事業ビジョン	平成 27 年度～令和 3 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
竹間沢東地区の配水管耐震化率	30.6%	57%	84%

Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち

3 快適で持続可能な環境基盤の整備

5) 下水道

◆◆現状◆◆

町の下水道事業は、昭和50年(1975)に荒川右岸流域下水道計画として公共下水道整備事業を開始し、平成元年(1989)には特定環境保全公共下水道事業を開始するなど、計画的に事業を進めてきました。市街化区域内の公共下水道整備は、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業に併せて事業を進めてきました。

また、地震対策として指定避難所周辺の下水道施設において耐震化事業をおこなってきました。

◆◆課題◆◆

下水道施設の更新の時期の到来に備えて、下水道使用料を改定しましたが、節水器具の普及や、人口減少が見込まれるなか、下水道使用料の大幅な増収は期待できず、特定環境保全公共下水道地区を中心に接続率の向上や事業の見直しが課題となっています。

雨水管整備については、公共下水道事業としての雨水整備計画を令和元年度(2019)に策定しました。これにより、新河岸川流域自治体の責務として雨水の流出を抑制するための浸透施設や貯留施設の整備など調節機能を充実する必要があります。

また、東日本大震災を受け、大規模地震の発生の懸念が広がっています。こうした大規模地震を想定するなかで、下水道の耐震化を計画的に推進していくことが求められます。

今後の施策



① 下水道の普及促進【上下水道課】

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の接続を推進するため、水洗便所改造資金融資あつせん制度を存続させ、下水道の普及促進に努めます。

② 下水道の耐震化対策【上下水道課】

下水道機能確保のため、下水道地震対策の計画的な実施に努めます。

③ 雨水管の整備【上下水道課】

水害のない生活環境を守り、雨水流出の抑制を図る調節機能を整備するため、雨水整備計画を策定し、計画的に雨水管の整備を進めます。

④ 雨水処理対策の充実【上下水道課】

雨水貯留施設の整備、維持管理、開発行為に対する雨水流出抑制の指導等を行い、雨水を雨水管や水路に直接放流するのではなく、可能な限り地下に浸透させる流出抑制を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
指定避難所周辺の人孔接続部の耐震化率	31.8%	72%	100%

■ 資料編

1 総合計画審議会 名簿

(敬称略)

会 長	上 島 三 介	社会教育委員
副会長	吉 野 浩 之	商工会
委 員	石 澤 香哉子	学識経験者
委 員	尾 崎 恒 男	社会福祉協議会
委 員	日下部 辰 男	区長会
委 員	三 瓶 スミ子	民生委員・児童委員協議会
委 員	渋 谷 弘	協働のまちづくりネットワーク
委 員	島 田 喜 昭	体育協会
委 員	鈴 木 秀 幸	消防団
委 員	武 田 敏 幸	4 Hクラブ
委 員	笛 木 隆 雄	住民代表
委 員	村 上 久美子	竹の子エコクラブ

2 審議会 諮問文

三 芳 政 発 第 529 号
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

三芳町総合計画審議会議長 様

三芳町長 林 伊 佐 雄

三芳町第 5 次総合計画基本計画の見直しについて（諮問）

三芳町第 5 次総合計画基本計画の見直しにあたり、三芳町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

3 審議会 答申文

令和元年11月13日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町総合計画審議会
会 長 上 島 三 介

三芳町第5次総合計画基本計画見直しについて（答申）

平成31年3月28日付け三芳政発第529号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、本計画の見直しを妥当であると認めたので、ここに答申します。

なお、本計画の目指す将来像「未来につなぐ まち ひと みどりが誇れるまち」の実現に向け下記事項に十分留意し、スピード感をもって計画推進に努められるよう要望します。

記

- 1 三芳町が、将来にわたって持続可能な発展が図られるよう、各行政区のコミュニティ活動の活性化を図り、地域コミュニティの在り方について検証するとともに、住民が参画したくなるまちづくりという視点を重視した協働によるまちづくりに努めること。
- 2 PDCAを回し、長期的な視点を持ち、行政評価等の結果を活かして施策の推進に努めること。
- 3 町の特徴や特色を生かした施策の実施に努めること。
- 4 犯罪のない安全な町、災害時であっても安心安全に過ごせる町となるよう、基盤整備にも努めること。
- 5 施策の推進にあたっては、関係各課の連携はもちろん、町単位に限らず、近隣市との連携も密にし、施策の効果的な実施に努めること。

4 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成30年10月 8日～31日	住民意識調査
平成31年 3月28日	第1回総合振興計画審議会（諮問）
平成31年 4月23日	庁内住民意識調査結果報告
令和元年 5月21日	議会全員協議会住民意識調査報告
令和元年 6月17日	総合計画策定委員会
令和元年 6月22・23・29・30日	まちづくり懇話会
令和元年 6月26日～7月1日	各課ヒアリング
令和元年 7月12日	第2回総合計画審議会
令和元年 8月 5～6日	各課ヒアリング
令和元年 8月20日	総合計画策定委員会
令和元年 8月27日～9月25日	基本計画素案パブリックコメント 意見募集
令和元年 9月10日	議会全員協議会基本計画素案説明
令和元年10月 1日	第3回総合計画審議会
令和元年10月21日	総合計画策定委員会
令和元年11月13日	第4回総合計画審議会（答申）
令和元年11月14日	総合計画策定委員会
令和元年12月17日	令和元年第5回議会定例会議決

5 三芳町 SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、経済成長を求めながらも環境や人々の幸福に寄り添うこと、そして、それらに横断的に関わる課題を解決するため、多様な関係主体とのパートナーシップにより推進することなどが必要な目標となっています。

三芳町は、農家が努力と誇りを持って、3 世紀を超えて継続されてきた三富地域の循環型農業や平地林が残り、持続可能な発展という想いが根付く町です。三富地域で行われる循環型農業では、自らの土地にある平地林の落ち葉などを集め、堆肥を作って畑に撒いてきました。これにより、元々栄養分の少なかった土壌であったにも関わらず、良質な作物を栽培できるようになりました。さらに、平地林管理の一環として切った枝などを、薪や炭にして再利用するなど、自然の生態系を活かした環境に優しい農業が受け継がれ、平成 29 年には日本農業遺産にも認定されました。

江戸時代に行われたこの地域の開発手法は、水に乏しい土地を林で囲み、保水性向上を実現した手法でもあり、南米チリの砂漠化の防止策として JICA (国際協力機構) が技術指導するなど、世界的にも注目されています。

近年では、武蔵野台地の強固な地盤と関越自動車道が通る首都圏の流通拠点として、国内外で活躍する企業や事業所が多く所在しており、昼夜間人口比率は県内市町村で 1 位、全国でも 100 位以内となっているなど、経済循環の役も担う地域となっています。

三芳町では、このような町の特徴を活かしながら、経済を発展させ、かつ、人や環境に優しい、持続可能な地域をつくっていききたいと考えています。また、これまで以上に、住民・地域・企業之力など、いろいろな力を合わせて地域を経営していくことも必要だと考えています。

そこで、町の指針となる第 5 次総合計画の理念や将来像が SDGs に繋がるものでもあることから、後期基本計画に町が実施していく取り組みと SDGs との繋がりを計画上に示すこととしました。

これは、町が行っていく事業が SDGs 達成に貢献することはもちろん、住民や企業・事業所の取り組みが、自らの住む地域だけでなく、世界規模で貢献できる取り組みであることを認識していただくことも目的としています。

現在及び将来にわたって地球上の誰一人として取り残さないために、自分ができることから始めることが SDGs の基本です。町一丸となって SDGs の達成に寄与し、より良い世界を三芳町からつくっていききたいと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次総合計画SDGsとの関連表



	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう
I-1-1 協働のまちづくり										●						●	●
I-1-2 コミュニティ活性化											●		●			●	●
I-1-3 地域の国際化・国際親善				●					●							●	●
I-2-1 教育環境の充実	●	●		●													
I-2-2 特色ある学校教育の推進	●		●	●													
I-2-3 家庭教育・青少年育成	●		●	●													
I-2-4 人権尊重・国際平和					●				●							●	
I-2-5 男女共同参画					●				●							●	
I-3-1 社会教育の推進				●												●	●
I-3-2 公民館活動の推進				●							●					●	
I-3-3 図書館・読書活動の推進				●							●					●	
I-3-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進			●								●						●
I-3-5 芸術文化のまちづくり				●							●						●
I-3-6 文化財保護の推進				●							●					●	
II-1-1 子ども・子育て支援	●	●		●	●											●	
II-1-2 保育サービス	●	●		●							●						
II-1-3 健康増進・保健医療		●	●	●													
II-1-4 介護保険・介護予防	●	●	●														●
II-1-5 高齢者福祉・地域福祉	●		●								●						

	1 1 家族を かぞへよう	2 2 自然を まもりに	3 3 すべての人に 健康と福祉を	4 4 質の高い教育を みんなに	5 5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 6 安全な水とトイレ を世界中に	7 7 エネルギーと気候に 関係しよう	8 8 働きがいも 経済成長も	9 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 10 人や国の不平等 をなくそう	11 11 住み続けられる まちづくりを	12 12 つくる責任 つかう責任	13 13 気候変動に 具体的な対策を	14 14 海の豊かさ を増やそう	15 15 陸の豊かさも 増やそう	16 16 平和と公正を すべての人に	17 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
Ⅱ-1-6 障がい者福祉	●		●	●					●	●							
Ⅱ-1-7 保険・年金	●		●														●
Ⅱ-1-8 少子化・人口減対策								●	●		●						●
Ⅱ-2-1 都市政策								●	●		●	●					
Ⅱ-2-2 幹線道路の整備									●		●	●					
Ⅱ-2-3 生活道路・歩道の整備									●	●	●	●					
Ⅱ-2-4 交通政策								●	●		●		●				
Ⅱ-2-5 交通安全			●	●							●						●
Ⅱ-2-6 防犯				●							●					●	●
Ⅱ-2-7 防災・国民保護	●										●		●			●	●
Ⅱ-2-8 消費者行政	●			●								●					
Ⅱ-3-1 行財政運営・改革	●											●				●	●
Ⅱ-3-2 公共施設マネジメント				●					●		●						●
Ⅱ-3-3 人事管理				●	●			●								●	●
Ⅱ-3-4 広聴広報											●					●	●
Ⅱ-3-5 情報管理・セキュリティ	●									●						●	
Ⅲ-1-1 自然環境保全と景観形成・緑化						●					●	●			●		●
Ⅲ-1-2 地域イメージの形成								●				●					●
Ⅲ-1-3 観光・地域ブランド		●						●			●	●					●
Ⅲ-2-1 農業振興		●		●							●	●		●			
Ⅲ-2-2 工業振興								●	●			●					
Ⅲ-2-3 商業振興				●				●	●								●
Ⅲ-2-4 勤労者対策	●			●	●			●		●							
Ⅲ-3-1 公害・地球温暖化対策				●			●		●		●		●				
Ⅲ-3-2 循環型社会形成							●				●	●	●				
Ⅲ-3-3 環境美化											●	●		●			●
Ⅲ-3-4 上水道	●		●			●							●				
Ⅲ-3-5 下水道	●		●			●					●	●	●	●			

第5次総合計画SDGsとの関連表(ターゲット編)

<p>I -1-1 協働のまちづくり</p> <p>①多様な主体による連携と協働</p> <p>②多様なレベルでの協働展開の促進</p> <p>③まちづくりボランティアの育成とネットワークづくり</p>	  	<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -1-2 コミュニティ活性化</p> <p>①行政連絡区制度の充実</p> <p>②コミュニティ活動による自治意識の醸成</p> <p>③コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント</p> <p>④みよしまつりの開催</p>	   	<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -1-3 地域の国際化・国際親善</p> <p>①在住外国人の生活支援</p> <p>②情報の多言語化の推進</p> <p>③NPO等と連携した国際交流の支援</p> <p>④国際親善の推進</p> <p>⑤姉妹都市等を通じた国際的な文化交流</p> <p>⑥東京オリンピック・パラリンピック効果の活用とレガシーの構築</p>	   	<p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p>
<p>I -2-1 教育環境の充実</p> <p>①学校の施設や設備の整備</p> <p>②安全安心な学習環境の整備</p> <p>③生きる力をはぐむ教育の創造のための人材育成と配置</p> <p>④学校給食を通じた食育の充実</p> <p>⑤就園・就学の支援</p>	  	<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>2-1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>

<p>I -2-2 特色ある学校教育の推進</p> <p>①生きる力をはぐくむ授業の創造</p> <p>②心豊かな児童生徒の育成</p> <p>③健康や体力をはぐくむ教育</p> <p>④時代の変化に対応する教育の推進</p> <p>⑤教育的支援の充実</p> <p>⑥学校・家庭・地域が一体となった教育の推進</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>3-5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p>3-7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。</p> <p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>4-5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4-6 2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>
<p>I -2-3 家庭教育・青少年育成</p> <p>①「親の学習」「家庭教育学級」等の活動の充実</p> <p>②学校・関係団体との連携による非行等の防止</p> <p>③青少年健全育成の推進</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>3-4 2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>3-5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p>3-7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。</p> <p>3-a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
<p>I -2-4 人権尊重・国際平和</p> <p>①人権啓発・人権尊重意識の高揚</p> <p>②各種相談事業の充実</p> <p>③ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の充実</p> <p>④平和意識の高揚</p>		<p>5-1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>

<p>I -2-5 男女共同参画</p> <p>①男女共同参画の促進と意識の高揚</p> <p>②審議会委員などへの女性参画促進</p> <p>③女性相談事業の充実</p> <p>④女性活躍の推進</p>		<p>5-1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5-c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p>
<p>I -3-1 社会教育の推進</p> <p>①団体・NPO・民間事業者などとの連携と協働</p> <p>②教育機関との連携と活動支援</p> <p>③社会教育計画の策定</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -3-2 公民館活動の推進</p> <p>①気軽に利用できる公民館の運営と安全安心な施設の提供</p> <p>②住民主体の公民館活動の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p>
<p>I -3-3 図書館・読書活動の推進</p> <p>①図書館資料の整備・充実</p> <p>②予約・レファレンスサービスの充実</p> <p>③読書の動機付け事業などの充実</p> <p>④子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携</p> <p>⑤「よみ愛・読書のまち」の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>

<p>I-3-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②スポーツ施策の推進 ③スポーツ・レクリエーション施設の整備充実 ④スポーツ・レクリエーション事業の連携と協働</p>	  	<p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I-3-5 芸術文化のまちづくり</p> <p>①住民が主人公となる芸術文化活動の推進 ②芸術文化活動によるサービスの充実 ③アウトリーチ活動の充実 ④「芸術文化のまちづくり条例」の推進</p>	  	<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I-3-6 文化財保護の推進</p> <p>①文化財の保存と活用 ②資料館活動の充実</p>	  	<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>
<p>II-1-1 子ども・子育て支援</p> <p>①地域ぐるみの子育て環境の充実 ②子育て支援センターの充実 ③ファミリーサポート事業の充実 ④ひとり親家庭等への支援の充実 ⑤児童相談事業の充実と児童虐待防止 ⑥児童館における乳幼児親子支援</p>	    	<p>1-1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。</p> <p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>
<p>II-1-2 保育サービス</p> <p>①保育所多機能化の推進 ②保育施設の充実 ③多様な保育サービスの充実 ④放課後児童クラブ(学童保育室)の整備 ⑤児童館活動の展開</p>	   	<p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>II-1-3 健康増進・保健医療</p> <p>①総合的な健康づくり推進体制の充実 ②地域医療の充実 ③母子保健対策の充実 ④疾病や感染症発症の予防促進 ⑤相談支援体制の充実 ⑥食育の推進</p>	  	<p>2-1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>3-3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p>

<p>II-1-4 介護保険・介護予防</p> <p>①介護サービスの充実 ②介護予防・日常生活支援の推進 ③相談支援体制の充実 ④認知症施策と在宅医療・介護連携の推進 ⑤高齢者の権利擁護の推進 ⑥生活支援サービスの体制整備</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-1-5 高齢者福祉・地域福祉</p> <p>①高齢者にやさしいまちづくりの推進 ②ふれあいセンターの新たな事業展開 ③地域福祉の充実 ④シニア世代の活躍を推進</p>		<p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>II-1-6 障がい者福祉</p> <p>①情報・相談・権利擁護の充実 ②生活支援サービスと保健・医療体制の充実 ③障がい児支援の充実 ④安全安心な生活環境の整備 ⑤社会参加と地域福祉の推進 ⑥地域生活支援拠点等整備事業</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>
<p>II-1-7 保険・年金</p> <p>①疾病予防と健康増進 ②財政の健全化と安定的な運営 ③国民年金制度の周知啓発</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p>
<p>II-1-8 少子化・人口減対策</p> <p>①昼間人口の夜間人口化の研究 ②就労支援の充実 ③働きやすい環境の整備 ④住宅対策と定住促進 ⑤子ども・子育て支援の充実 ⑥地方創生総合戦略の推進</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>II-2-1 都市政策</p> <p>①土地区画整理事業の促進 ②都市計画の見直し ③住宅環境の整備 ④公園の整備 ⑤住居表示基本方針の策定 ⑥産業ゾーンの整備 ⑦拠点ゾーンの整備と連携</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。</p> <p>12-2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12-b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>
<p>II-2-2 幹線道路の整備</p> <p>①国道・県道の整備 ②都市計画道路の整備 ③幹線道路の整備 ④道路・橋梁の長寿命化</p>		<p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p>
<p>II-2-3 生活道路・歩道の整備</p> <p>①生活道路の整備 ②快適な道路環境の維持・保全 ③街路樹や街路灯の設置</p>		<p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p>
<p>II-2-4 交通政策</p> <p>①交通環境の充実 ②公共交通の充実 ③鉄道の整備の促進 ④放置自転車対策の推進 ⑤三芳スマートICのフル化整備 ⑥統一的なサインの整備と適切な誘導</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>

<p>II-2-5 交通安全</p> <p>①交通安全教育・啓発の推進 ②自転車の安全な利用の促進 ③交通指導員の適正配置と通学路の安全確保 ④安全安心な交通環境の整備</p>		<p>3-6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-6 防犯</p> <p>①防犯体制の充実 ②防犯関係機関の連携と防犯情報の共有・伝達 ③防犯灯の整備</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-7 防災・国民保護</p> <p>①防災・減災対策の実施と自助・共助・公助の連携強化 ②災害時要援護者対策の充実 ③防災拠点及び備蓄資機材の整備と災害情報伝達手段の充実 ④広域の応援・受援体制の確立 ⑤風雪水害に対する体制強化 ⑥国民保護対策の強化 ⑦業務継続計画の定期的な見直し</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16-a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-8 消費者行政</p> <p>①消費生活相談の充実 ②消費者教育の充実 ③消費者意識の醸成</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p>

<p>II-3-1 行財政運営・改革</p> <p>①総合計画の実行性の確保 ②健全な財政運営 ③行政改革の推進 ④税の収納率の向上 ⑤マイナンバーの有効活用 ⑥広域連携によるまちづくりの推進</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。</p> <p>17-13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-2 公共施設マネジメント</p> <p>①アクションプラン・個別施設計画の整備・運用 ②公共施設マネジメントの実現に向けた取組 ③藤久保地域拠点施設の整備</p>		<p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-3 人事管理</p> <p>①定員管理の適正化 ②能力と実績に基づく人事管理の徹底 ③人材育成の推進 ④政策形成能力の向上</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8-2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>16-5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p>
<p>II-3-4 広聴広報</p> <p>①「広報みよし」の充実 ②情報発信の充実 ③広聴活動の充実</p>		<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-5 情報管理・セキュリティ</p> <p>①情報公開の推進 ②セキュリティ対策 ③公文書の適正管理</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>

<p>Ⅲ-1-1 自然環境保全と景観形成・緑化</p> <p>①平地林の整備と景観形成 ②緑のトラスト保全整備事業の推進 ③緑化の推進 ④緑地の活用と人材育成</p>		<p>6-6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>15-1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15-2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p> <p>15-4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>Ⅲ-1-2 地域イメージの形成</p> <p>①シティブロモーション活動の推進 ②ふるさと納税の推進 ③ロケーションサービス事業の推進 ④地域イメージの向上 ⑤マスコットキャラクターの活用</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>Ⅲ-1-3 観光・地域ブランド</p> <p>①観光拠点の連携 ②観光資源のブランド化 ③6次産業プラスの推進</p>		<p>2-3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>Ⅲ-2-1 農業振興</p> <p>①農業遺産の推進 ②みよし野菜のブランド化と都市農業の推進 ③農業・農村の多面的機能による農業振興 ④農業改善事業の推進 ⑤環境保全型農業の推進 ⑥後継者と担い手農家の育成 ⑦農地の有効活用 ⑧農作物への鳥獣被害対策</p>		<p>2-3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>2-4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。15-2</p> <p>15-3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。</p> <p>15-4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p> <p>15-8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。</p>
<p>Ⅲ-2-2 工業振興</p> <p>①経営力の強化 ③企業・地域間交流の促進 ③三芳スマートIC周辺の整備 ④企業の誘致促進</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。</p>
<p>Ⅲ-2-3 商業振興</p> <p>①商店街活性化の促進 ②新たな商業拠点の創出 ③担い手の育成支援</p>		<p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

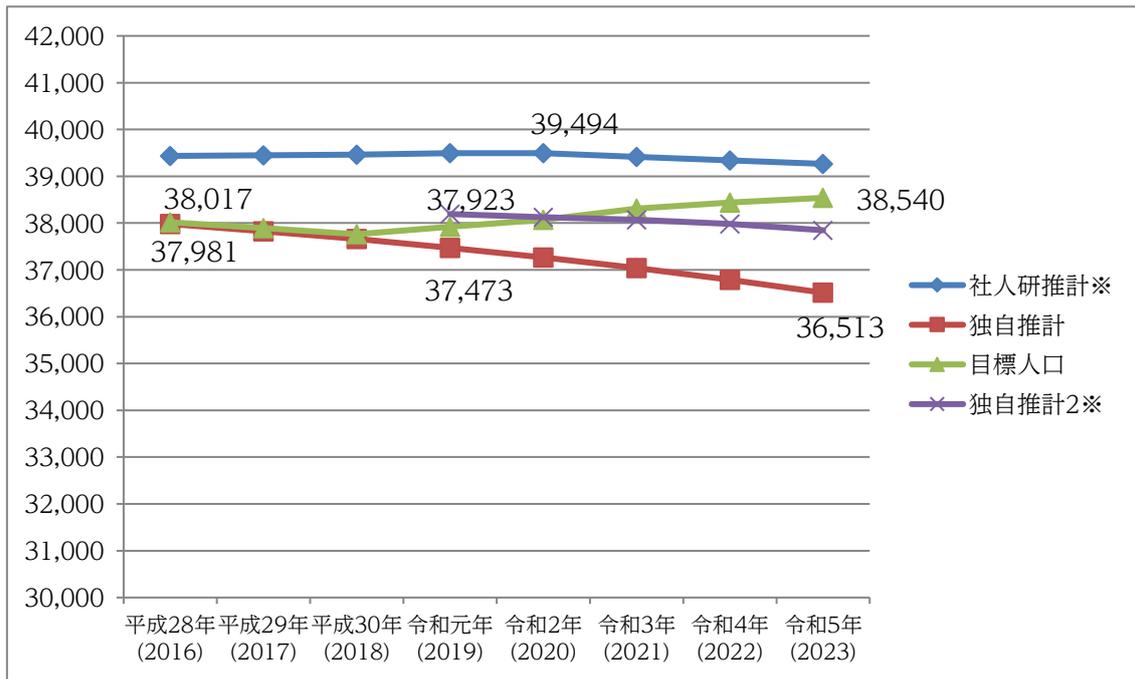
<p>Ⅲ-2-4 勤労者対策</p> <p>①就労支援の充実 ②勤労者生活安定対策の充実 ③勤労意識の醸成 ④高齢者や子育て世代の女性の就労等社会参加システムの構築</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8-6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p>
<p>Ⅲ-3-1 公害・地球温暖化対策</p> <p>①公害等の環境問題への対応 ②地球温暖化対策の推進 ③再生可能エネルギーの普及 ④環境教育の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>7-1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>7-2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7-3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>Ⅲ-3-2 循環型社会形成</p> <p>①ごみ減量の意識啓発と再利用の推進 ②計画的なごみ処理の推進</p>		<p>7-3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12-5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>Ⅲ-3-3 環境美化</p> <p>①環境美化の推進 ②ごみ不法投棄対策の強化 ③環境美化地域清掃活動の実施</p>		<p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12-5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>Ⅲ-3-4 上水道</p> <p>①水源の確保と有効利用 ②維持管理と災害対策 ③水道経営の健全化</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>3-9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>6-1 2030年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p> <p>6-3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>6-4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>
<p>Ⅲ-3-5 下水道</p> <p>①下水道の普及促進 ②下水道の耐震化対策 ③雨水管の整備 ④雨水処理対策の充実</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>3-3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>3-9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>6-2 2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p> <p>6-3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>

6 人口推移

第5次総合計画策定時の人口推計に加え、平成 30 年までの町内人口実績を元に、新たに人口推計値を算出しました。その結果、当初の独自推計値よりも好調に人口が推移していることが読み取れます。しかしながら、目標人口の達成には至っておらず、さらなる取組が必要となっています。

住民基本台帳ベースの人口推計(コーホート要因法)と目標人口



※社人研推計: 社会保障・人口問題研究所の算出方法による推計値

※独自推計2: 平成 30 年までの実績を元に、新たに推計値を算出したもの

		平成 28 年	令和元年	令和 5 年
総人口 (人)		38,017	37,923	38,540
年齢別 人口構成	65 歳以上	10,189 (26.8%)	10,633 (28.0%)	10,837 (28.1%)
	15~64 歳	22,701 (59.7%)	22,432 (59.2%)	22,947 (59.5%)
	0~14 歳	5,127 (13.5%)	4,858 (12.8%)	4,756 (12.4%)

7 三芳町第5次総合計画前期基本計画進捗状況評価

三芳町第5次総合計画前期基本計画の進捗評価については、各施策に定めた目標値の進捗状況評価と各施策における事業評価を行いました。

1. 目標値の進捗状況

(1) 目標値の評価区分

各施策における目標値について、中間年度（令和元年度）目標値に対する進捗状況について、以下のとおり3段階で評価します。なお、前期基本計画中に終了した事業については、終了年度の数値により評価します。

評価区分	目標値の進捗状況
① 概ね順調に推移している	中間年度（令和元年）目標値の75%以上達成
② 計画策定時からほぼ横ばい	中間年度（令和元年）目標値の25%以上75%未満
③ 計画策定時より後退している	中間年度（令和元年）目標値の25%未満

(2) 中間年度における目標値の状況

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
I みんなで未来 を拓くまち	1 多様な交流・ 協働のまちづ くり		政策推進室	提案型事業委託制度応募団体数	1団体	3団体	1団体	②
		1) 協働のまちづ くり	政策推進室	まちづくり懇話会参加人数	529人	600人	477人	①
			自治安心課	協働事業連携団体数	20団体	25団体	25団体	①
		2) コミュニティ 活性化	自治安心課	行政連絡区加入率	65.8%	66%	59.0%	①
		3) 地域の国際 化・国際親善	総務課	外国人生活相談件数（平成29年度 終了事業）	767件	770件	808件 (平成29年 度)	①
		学校教育課	中学生海外派遣への参加人数 (延べ)	225人	299人	269人	①	
	2 未来を担う人 材の育成	1) 教育環境の充 実	学校教育課	学校図書館蔵書達成率	79%	90%	96%	①
			学校給食セ ンター	食育指導取組時間数	39時間	50時間	69時間	①
		2) 特色ある学校 教育の推進	学校教育課	全国学力・学習状況調査（全国平 均を上回る領域）	1/4教科	3/4教科	1/4教科	②
			学校教育課	児童生徒新体力テスト（県平均を 上回る割合）	47.2%	60%	58.0%	①
			学校教育課	不登校発生割合（小／中・％）	0.13/2.49	0.11/2.20	0.71/3.44	③
		3) 家庭教育・青 少年育成	MIYOSHIオリ ンピート推進 課	家庭教育学級講座数	36学級	40学級	33学級	①
			MIYOSHIオリ ンピート推進 課	子ども110番の家	52件	230件	135件	②
		4) 人権尊重・国 際平和	総務課／社 会教育課／ 学校教育課	人権に関する取組参加者数	2,524人	2,550人	2,157人	①
		5) 男女共同参画	総務課	各種審議会等への女性委員割合	27%	30%	28.1%	①

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
I みんなで未来 を拓くまち	3 生涯にわたる 学びと活動の 場	1) 社会教育の推 進	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	社会教育事業関連事業数	264件	290件	335件	①
		2) 公民館活動の 推進	公民館	公民館利用件数	6,897件	7,780件	9,001件	①
			公民館	公民館事業における連携事業の割 合	53%	70%	79%	①
		3) 図書館・読書 活動の推進	図書館	人口一人当たりの図書館利用回数 ※1	3.78回	3.80回	4.08回	①
			図書館	主催・共済事業回数（館内・館 外）	292回	295回	318回	①
		4) スポーツ・レ クリエーショ ン活動の推進	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	スポーツ・レクリエーション事業 等の参加率 ※2	0.8%	2%	5.9%	①
			MIYOSHIオン ピアート”推進 課	体育施設の利用率	65.4%	68%	49.4%	②
		5) 芸術文化のま ちづくり	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	芸術文化関連事業数	111件	120件	80件	②
		6) 文化財保護の 推進	文化財保護 課	埋蔵文化財調査対応件数	13件	14件	9件	②
			文化財保護 課	文化財教育活動への参加者数	279人	290人	266人	①
文化財保護 課	歴史民俗資料館への月平均入館者 数		468人	480人	637人	①		
II 安全安心で幸 せにくらせる まち	1 健康で安心し て暮らせるま ちづくり	1) 子ども・子育 て支援	こども支援 課	地域子育て支援拠点事業延べ利用 親子数	9,100人	11,000人	10,650人	①
			こども支援 課	ファミリーサポートセンター事業 年間活動件数	2,927件	3,100件	2,595件	①
			こども支援 課	ファミリーサポートセンター利用 料助成制度利用者数	9人	31人	9人	②
		2) 保育サービ ス	こども支援 課	保育園待機児童数	6人	0人	1人	①
			こども支援 課	認可保育園の受け入れ人数	605人	698人	627人	①
			こども支援 課	学童保育室定員確保数	331人	411人	331人	①
		3) 健康増進・保 健医療	健康増進課	大腸がん検診の受診率	34.9%	37%	15.9%	②
			健康増進課	乳幼児健診受診率	92%	95%	95.5%	①
			健康増進課	健康長寿プロジェクト参加者数 （平成29年度終了事業）	—	2,000人	2,102人 （平成29年 度）	①

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
II 安全安心で幸 せにくらせる まち	1 健康で安心して暮らせるま ちづくり	4) 介護保険・介 護予防	健康増進課	地域包括支援センター数	1か所	3か所	3か所	①
			健康増進課	認知症対応型共同生活介護（グ ループホーム）	1か所	2か所	3か所	①
			健康増進課	定期巡回・随時対応型訪問介護	—	1か所	1か所	①
			健康増進課	小規模多機能型生活介護	—	1か所	0か所	③
		5) 高齢者福祉・ 地域福祉	福祉課	老人クラブ連合会会員数	820人	900人	870人	①
			福祉課	緊急時連絡システム設置台数	299台	350台	365台	①
		6) 障がい者福祉	福祉課	あいサポーター数	429人	525人	1,348人	①
			福祉課	生活サポート事業登録者数	52人	65人	64人	①
		7) 保険・年金	住民課	一般会計法定外繰入金	233,650千 円	↘	100,463千円	①
			住民課	特定健康診査受診率	42.2%	50%	43.9%	①
		8) 少子化・人口 減対策	政策推進室	人口	38,200人	38,000人	38,193人	①
		2 安全安心で活 気のある都市 基盤の整備	1) 都市政策	都市計画課	北松原土地区画整理事業進捗率	86.0%	100%	99.1%
	都市計画課			藤久保第一土地区画整理事業進捗 率	92.4%	100%	100.0%	①
	都市計画課			富士塚土地区画整理事業進捗率	43.3%	100%	96.0%	①
	都市計画課			住宅耐震化率 ※3	79.3%	95%	79.3%	①
	2) 幹線道路の整 備		道路交通課	道路修繕工事計画実施延長	—	12.8Km	7.0Km	②
	3) 生活道路・歩 道の整備		道路交通課	歩道整備個所	—	16か所	6か所	②
	4) 交通政策		道路交通課	三芳スマートIC利用者数	4,714台	↗	5,609台	①
			政策推進室	デマンド交通利用者数（1日あた り） （平成28年度終了事業）	16.8人	32.4人	48.5人 （平成28年 度）	①
	5) 交通安全		自治安心課	交通事故（人身）発生件数	191件	185件	137件	①
自治安心課			交通安全教室参加人数	3,207人	3,300人	3,711人	①	

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況	
Ⅱ 安全安心で幸 せにくらせる まち	2 安全安心で活 気のある都市 基盤の整備	6) 防犯	自治安心課	町民青色防犯パトロール隊隊員数	200人	230人	238人	①	
			道路交通課	防犯灯設置延べ数 (LED※4 化)	298基	600基	3,124基	①	
		7) 防災・国民保 護	自治安心課	防災行政無線固定系デジタル化整 備進捗率	4%	100%	100%	①	
			自治安心課	地域連携避難訓練参加者数	1,026人	2,000人	1,186人	②	
			自治安心課	自主防災組織育成補助金利用団体 数	5団体	7団体	6団体	①	
		8) 消費者行政	観光産業課	消費生活センター利用件数	125件	140件	215件	①	
			観光産業課	啓発講座の実施件数	5件	7件	3件	②	
		3 効率的で質の 高い行政サー ビスの提供	1) 行財政運 営・改革	財務課	経常収支比率	96.5%	95%	95.4%	①
	財務課			年度末財政調整基金残高	標準財政規 模の 8.2%	標準財政規 模の 9%以上	7.5%	①	
	2) 公共施設 マネジメント		財務課	公有財産(建物)の延べ面積	93,045㎡	88,906㎡	93,176㎡	③	
	3) 人事管理		総務課	職員数	294人	270人	278.6人	①	
	4) 広聴広報		秘書広報室	ホームページアクセス数	52,000件	65,000件	92,509件	①	
	5) 情報管 理・セキュリ ティ		—	—	—	—	—	—	
	Ⅲ 緑と活力にあ ふれた魅力あ るまち	1 自然環境や景 観を活用した 観光と地域ブ ランドづくり の推進	1) 自然環境 保全と景観形 成・緑化	環境課	保存樹木の指定	2.5ha	5ha	4.7ha	①
			2) 地域イ メージの形成	政策推進室	町への愛着度(住民意識調査)	62%	70%	64.4%	①
政策推進室				定住意向(住民意識調査)	83%	85%	81.9%	①	
政策推進室			ふるさと納税の商品数	14点 (H27)	50点	224点	①		
3) 観光・地 域ブランド	観光産業課	観光入込客数	80,813人	90,000人	82,240人	①			

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
Ⅲ 緑と活力にあ ふれた魅力あ るまち	2 活力と賑わい のあるまちづ くり	1) 農業振興	観光産業課	認定農業者数	87人	100人	116人	①
			観光産業課	経営耕作面積	375ha	➡	351ha	①
		2) 工業振興	観光産業課	事業所数（第二次産業）	560事業所	➡	541事業所	①
		3) 商業振興	観光産業課	卸・小売業事業所数	298事業	➡	332事業所	①
		4) 勤労者対策	観光産業課	就業者数	18,373人	➡	17,934人	①
			観光産業課	就業率	55.3%	➡	53.9%	①
	3 快適で持続可 能な環境基盤 の整備	1) 公害・地球 温暖化対策	環境課	公共施設の温室ガス排出量	1,915.92 t — CO2	1,800.96 t — CO2	2192.72— CO2	③
			環境課	一般廃棄物のリサイクル率	18%	30%	21%	②
		3) 環境美化	環境課	ごみゼロの日・クリーン三芳町民運 動参加者数 ※5	4,242人	4,300人	1,748人	②
		4) 上水道	上下水道課	竹間沢東地区の排水管耐震化率	—	40%	30.6%	①
		5) 下水道	上下水道課	指定避難所周辺の人孔接続部の耐震 化率	—	50.6%	31.8%	②

※1 図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内人口で割ったもの。

※2 町内人口（小学生以上）のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数割合。

※3 住宅土地統計調査からの推計値。

※4 Light Emitting Diode発光ダイオードの略で、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。

省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きい。

※5 ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動事業廃止のため、環境美化地域清掃活動参加者数を掲載。

(3) 進捗状況集計

基本目標Ⅰ「みんなで未来を拓くまち」の目標値の進捗状況は、「概ね順調に推移している」が73.1%、「計画策定時からほぼ横ばい」が23.1%、「計画策定時より後退している」が3.8%となりました。

基本目標Ⅱ「安全安心で幸せにくらせるまち」では、「概ね順調に推移している」が76.2%、「計画策定時からほぼ横ばい」が19.0%、「計画策定時より後退している」が4.8%となりました。

基本目標Ⅲ「緑と活力にあふれた魅力あるまち」では、「概ね順調に推移している」が75.0%、「計画策定時からほぼ横ばい」が18.8%、「計画策定時より後退している」が6.3%となりました。

全体では、「概ね順調に推移している」が75.0%、「計画策定時からほぼ横ばい」が20.2%、「計画策定時より後退している」が4.8%となり、7割以上の政策について「概ね順調に推移している」という結果となりました。

基本目標	政策	目標数	進捗状況		
			①概ね順調に推移している	②計画策定時からほぼ横ばい	③計画策定時より後退している
Ⅰ みんなで未来を拓くまち	1 多様な交流・協働のまちづくり	6	5	1	0
	2 未来を担う人材の育成	9	6	2	1
	3 生涯にわたる学びと活動の場	11	8	3	0
	小 計	26	19	6	1
	(割 合)		73.1%	23.1%	3.8%
Ⅱ 安全安心で幸せにくらせるまち	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	20	15	4	1
	2 安全安心で活気のある都市基盤の整備	17	13	4	0
	3 効率的で質の高い行政サービスの提供	5	4	0	1
	小 計	42	32	8	2
	(割 合)		76.2%	19.0%	4.8%
Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち	1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進	5	5	0	0
	2 活力と賑わいのあるまちづくり	6	6	0	0
	3 快適で持続可能な環境基盤の整備	5	1	3	1
	小 計	16	12	3	1
	(割 合)		75.0%	18.8%	6.3%
合 計		84	63	17	4
(割 合)			75.0%	20.2%	4.8%

2. 各施策の事業評価

(1) 事業評価の評価区分

状 況	事業評価
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 31点～40点	a
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 21点～30点	b
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 11点～20点	c
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 0点～10点	d
新規事業	新規事業

※行政評価【事務事業4か年評価シート】の内部評価点数により評価を実施。
(一部実績による評価)
(目標項目の目標値に対する実績値による評価 最高40点)

(2) 行政評価内部評価項目

評価要素	評価基準	説明	基準点数	
必要性	社会情勢等への対応	少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、町の地域特性などによる新しい住民ニーズに対応しているか。	とても対応できている	3点
			対応している	2点
			あまり対応できていない	1点
	国・県・民間との競合	国、県又は民間が既に同様な事業を実施していないか。	実施していない（競合しない）	3点
			一部実施している（一部競合する）	2点
			実施している（競合する）	1点
	事業効果の継続性	継続的に事業を実施することで将来的に効果が表れる事業であるか	とても継続性がある	3点
			継続性がある	2点
			あまり継続性はない	1点
効率性	事業の計画性	事業計画を作成するなど、計画的に事業が進められているか。	とても計画的に事業が進められている	3点
			計画的に事業が進められている	2点
			あまり計画的に進められていない	1点
	実施主体の適正	町が実施するのではなく、民間委託等の民間活力導入の可能はないか。	町として実施することが適正である	3点
			町、民間どちらでも実施可能である	2点
			民間実施の方がより適正ではないか	1点
	類似事業の存在	同種・同様の事業を町として行っていないか。他事業との統合の可能性はないか。	統合・連携はできない	3点
			統合・連携の可能性はある	2点
			統合・連携ができる	1点
	費用対効果	事業に対してかけた予算額に見合う効果があるか。	高い効果が得られる	3点
			一定の効果はある	2点
			効果は低い	1点
	予算の圧縮	事業を工夫し、歳出を抑えて実施することができたか。	歳出を抑えることができた	3点
			ある程度歳出を抑えることができた	2点
			あまり歳出を抑えられなかった	1点
公平性	対象（受益者）の妥当性	対象となる受益者の範囲は妥当であるか。	対象者に偏りはない	3点
			対象者にやや偏りがみられる	2点
			対象者に偏りがある	1点
	受益者負担の妥当性	受益者負担の金額等が適正であるか。	受益者が負担することが妥当で、負担額も妥当	3点
			税金で対応することが妥当	2点
			適正でない（改善の余地あり）	1点
安心・安全	安心・安全に関する事業	災害対策や緊急時の危機対策、各種安全対策など、住民生活の安心・安全に繋がる事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点

評価要素	評価基準	説明		基準点数
バリアフリー	障害者等に配慮した事業	手話通訳の用意など、障害者、高齢者、こどもなどの社会的弱者に配慮している事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点
環境	環境負荷に配慮した事業	消費電力の削減や低公害車の導入など、環境負荷に配慮している事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点
イメージアップ	イメージ向上につながる事業	イメージの向上により住民が町に誇りや愛着を持つことにつながる事業であるか。	确实につながる	3点
			多少つながる	2点
			あまりつながらない	1点
			つながらない	0点
将来性	将来性のある事業	中長期視点を持って行うことにより、将来的な町の発展に資する事業であるか。	将来的な発展に資する	3点
			工夫次第で発展に資する	2点
			多少は発展に資する	1点
			あまり発展には資しない	0点
住民参画	住民参画の推進	事業に対し、住民が参画するシステムがあり、そのシステムを活用しているか。	十分に住民が参画する仕組みがある	3点
			住民が参画する仕組みがある	2点
			あまり住民が参画する仕組みがない	1点
			住民が参画する仕組みがない	0点
	住民参画による効果	公募委員などの様々な住民参画の取り組みにより、事業の改善につながる効果があるか。	高い効果がある	3点
			一定の効果がある	2点
			効果は低い	1点
			効果はない	0点
事業づけ	重点プロジェクト事業	三芳町総合計画の重点プロジェクトであるか	3点	
	町長マニフェスト関連事業	町長マニフェストに関連する事業であるか	2点	
	各種計画に基づく事業	町の各種計画（三芳町総合計画以外）に基づいて実施している事業であるか	2点	
	町独自の事業	法令、条例等の根拠はないが、必要と考え町が実施している事業であるか	3点	
国・県補助	補助金対象事業	補助金を受けている事業であるか。また、事業費に対しどの程度活用しているか。	全額	3点
			50%以上	2点
			49%以下(0%を除く)	1点
			0%	0点

(3) 評価結果の概要

基本目標	政策	施策数	事業評価 (再掲)					事業数 (再掲)
			a	b	c	d	新規事業	
I みんなで未来を拓くまち	1 多様な交流・協働のまちづくり	11	14 (5)	1	1			16 (5)
	2 未来を担う人材の育成	22	45 (7)	4	1			50 (7)
	3 生涯にわたる学びと活動の場	20	32 (12)					32 (12)
	小計	53	91 (24)	5	2		0	98 (24)
II 安全安心で幸せにくらせるまち	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	39	68 (14)	8 (2)	4	1		81 (16)
	2 安全安心で活気のある都市基盤の整備	37	39 (12)	6 (3)	5 (1)			50 (16)
	3 効率的で質の高い行政サービスの提供	19	16 (5)	4	2		1	23 (5)
	小計	95	123 (31)	18 (5)	11 (1)		1	154 (37)
III 緑と活力にあふれた魅力あるまち	1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進	13	15 (10)	1 (1)	2 (1)			18 (12)
	2 活力と賑わいのあるまちづくり	19	11 (5)	7 (4)	5	1		24 (9)
	3 快適で持続可能な環境基盤の整備	16	20 (4)	5 (1)	3 (1)		1	29 (6)
	小計	48	46 (19)	13 (6)	10 (2)	1	1	71 (27)
合計		196	260 (74)	36 (11)	23 (3)	2	2 0	323 (88)
(割合)			80.5%	11.1%	7.1%	0.6%	0.6%	